

和氣町地域防災計画 資料編

令和 2 年 3 月

和氣町

目次

資料	1
資料 1 消防団の組織	1
1 和気町消防団概況	1
2 和気消防団組織図	2
資料 2 河川重要水防箇所	3
資料 3 土砂災害	5
1 土砂災害危険箇所	5
2 砂防指定地(砂防法)	11
3 急傾斜地崩壊危険区域	12
4 山地災害危険地区	13
5 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧表	16
資料 4 ため池一覧	25
資料 5 水防倉庫及び水防資機材	31
1 県管理水防倉庫所在地	31
2 水防資機材一覧	31
資料 6 地域災害医療センター	31
資料 7 避難施設	32
1 指定緊急避難場所一覧	32
2 指定避難所一覧	36
3 福祉避難所一覧	37
資料 8 気象予報及び警報の種類と発表基準等	41
1 気象注意報の種類及び発表基準	41
2 気象警報の種類及び発表基準	42
3 気象特別警報の種類及び発表基準	42
資料 9 火災気象通報及び火災警報の発表基準	43
1 火災気象通報	43
2 火災警報	43
資料 10 ヘリコプターによる災害派遣	44
1 着陸地点及び無障害地帯の基準	44
2 着陸地点基準記号	44
3 ヘリコプター離発着場	45
様式	46
様式 1 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況	46
様式 1-1 災害発生通報（災害発生時）	46
様式 1-2 災害速報（即報・確定報告）	47

様式 2	人的被害・住家被害	52
様式 3	避難状況・救護所開設状況	53
様式 4	公共施設被害	54
様式 5	商工関係被害	55
様式 6	観光関係被害	56
様式 7	林野火災被害	57
条例等		58
条例 1	和気町防災会議条例	58
条例 2	和気町災害対策本部条例	60
条例 3	和気町災害対策本部規程	61
条例 4	和気町災害弔慰金の支給等に関する条例	64
条例 5	和気町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	69
協定等		73
	和気町協定一覧	73
協定 1	岡山県下消防相互応援協定	77
協定 2	航空消防応援実施細目	81
協定 3	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	85

資料

資料 1 消防団の組織

1 和気町消防団概況

- (1) 総面積 144.23 km²
- (2) 人口 15,214人 (平成26年4月1日現在)
- (3) 世帯数 6,243世帯 (平成26年4月1日現在)
- (4) 消防団員数 (平成26年4月1日現在)

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
1	3	10	39	49	165	428	695

(5) 分団・部数

分団数 本部……1, 分団… 8
部数 機動部…5, 部……49

(6) 現有ポンプ数

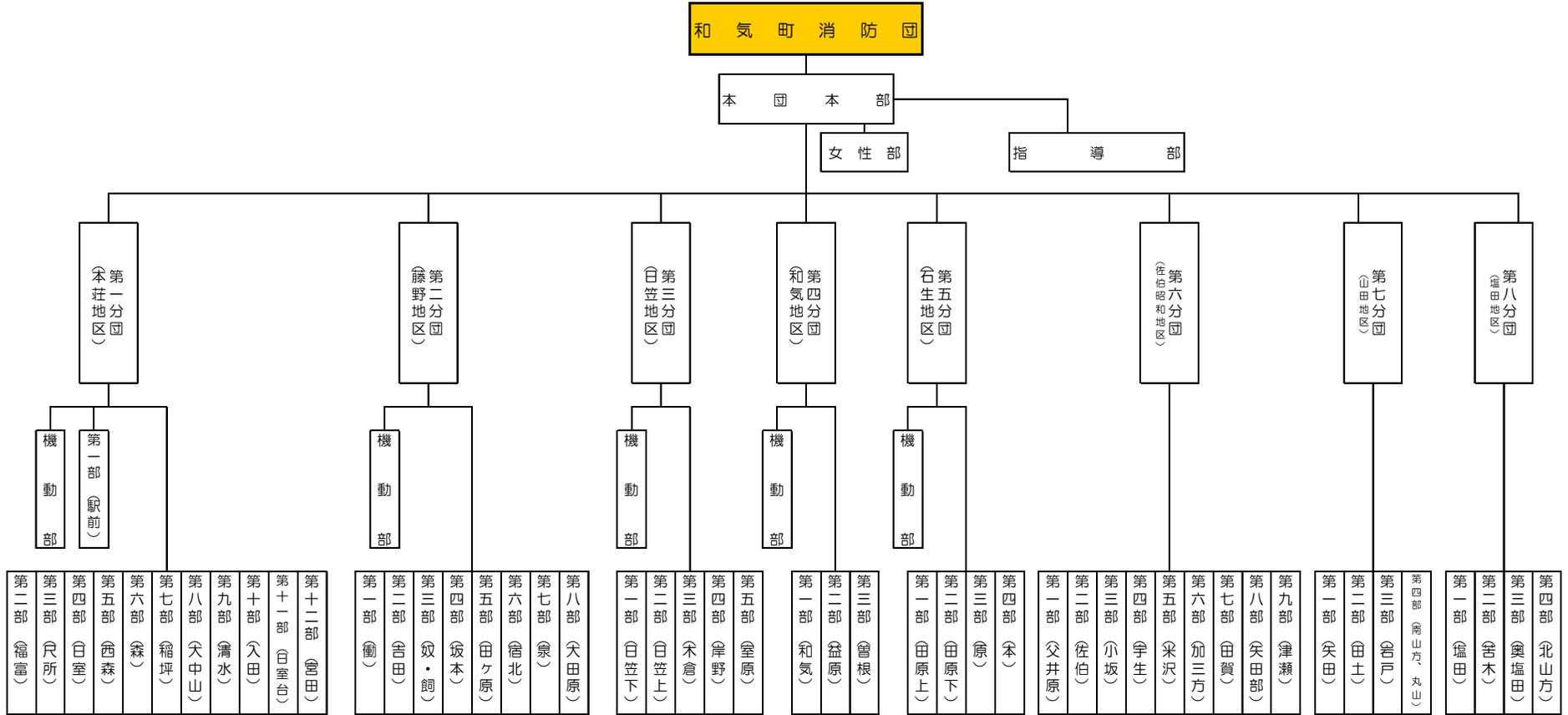
消防ポンプ自動車 6台
小型動力ポンプ付積載車 50台
小型動力ポンプ 54台

(7) 消防水利及び施設

防火水槽 40m³級……151基
20m³級……49基 計200基
消火栓 925基
警鐘台 44基
消防機庫 54棟

2 和氣消防団組織図

和 氣 町 消 防 団 組 織 図



資料2 河川重要水防箇所

重要水防箇所調書（県管理河川関係）

河川名 海岸名	河川海岸 番号	区域	延長（m）		危険状況		水防工法	所要資材
吉井川	3	和気町天瀬	左岸	100	A		木流し工	土のう 5 木杭 10 雑木 10
吉井川	4	和気町天瀬～ 岩戸	左岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 木杭 1,600
吉井川	5	和気町河本	左岸	50 (150)	A		木流し工	土のう 5 木杭 10 雑木 10
吉井川	6	和気町河本	左岸	400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,500 木杭 1,600
吉井川	7	和気町河本	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
吉井川	8	和気町竜ヶ鼻	左岸	1000	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 14,400 木杭 4,000
				(1000)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 2,500 木杭 110 竹 150
吉井川	9	和気町矢田	左岸	600	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400
				(600)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90
吉井川	10	和気町矢田	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
				(200)	A	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30
吉井川	11	和気町矢田 ～井ノ口	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
				(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30
吉井川	12	和気町矢田 ～井ノ口	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
吉井川	13	和気町二軒屋	左岸	1400	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 19,600 木杭 5,600
吉井川	14	和気町三門	左岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
吉井川	15	和気町苦木 ～苦木上	左岸	1000	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 14,000 木杭 4,000
吉井川	16	和気町塩田	左岸	600	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400
				(600)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90
吉井川	17	和気町塩田	左岸	1200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 16,800 木杭 4,800
				(1200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 3,000 木杭 132 竹 180
吉井川	18	和気町塩田	左岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
				(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30
吉井川	19	和気町小原	右岸	1000	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 14,400 木杭 4,000

河川名 海岸名	河川海岸 番号	区域	延長 (m)		危険状況		水防工法	所要資材
			右岸					
吉井川	20	和気町原	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
吉井川	21	和気町原	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
				(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30
吉井川	22	和気町原	右岸	(10)	A	法崩れ	表蓆張工	防水シート 40 土のう 20 木杭 12 竹 24
吉井川	23	和気町佐伯 ～米沢	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
				(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30
吉井川	24	和気町佐伯 ～米沢	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
				(200)	B	堤防断面不足	築廻し工	土のう 500 木杭 22 竹 30
吉井川	25	和気町米沢	右岸	200	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800
吉井川	26	和気町保木	右岸	400	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 5,600 木杭 1,600
吉井川	27	和気町津瀬	右岸	600	A	堤防高不足	積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400
吉井川	28	和気町津瀬	右岸	200	B	堤防高不足	積土のう工	土のう 2,800 木杭 800

岡山県地域防災計画 資料編

資料3 土砂災害

1 土砂災害危険箇所

(1) 土石流危険渓流

区分	渓流番号	水系名	幹川名	渓流名	渓流所在地	
					市町村	大字
I	20001	吉井川	大前川	大築谷川	佐伯町	奥塩田
I	20004	吉井川	三谷川	大方谷川	佐伯町	奥塩田
I	20005	吉井川	大前川	法蔵寺谷川	佐伯町	塩田
I	20006	吉井川	吉井川	杖谷川	佐伯町	苦木
I	20007	吉井川	大前川	尾寺山谷川	佐伯町	塩田
I	20008	吉井川	大前川	仁ノ坂谷川	佐伯町	奥塩田
I	20010	吉井川	大前川	追田谷川①	佐伯町	奥塩田
I	20014	吉井川	吉井川	八木尾谷川	佐伯町	矢田
I	20015	吉井川	矢田部川	福前谷川	佐伯町	矢田部
I	20019	吉井川	吉井川	深尾谷川	佐伯町	米沢
I	20021	吉井川	谷山川	天ヶ谷川	佐伯町	米沢
I	20022	吉井川	吉井川	保木谷川①	佐伯町	津瀬
I	20023	吉井川	吉井川	保木谷川②	佐伯町	津瀬
I	20024	吉井川	吉井川	大谷川	佐伯町	津瀬
I	20028	吉井川	田尻川	岩尾谷川	佐伯町	田賀
I	20029	吉井川	王子川	水ヶ追谷川	佐伯町	宇生
I	20030	吉井川	王子川	タワの坂谷川	佐伯町	加三方
I	20032	吉井川	吉井川	観音山北谷川	佐伯町	矢田
I	20033	吉井川	吉井川	公民館上谷川	佐伯町	矢田
I	20035	吉井川	吉井川	方木屋谷川	佐伯町	矢田
I	20036	吉井川	石川	林谷川	佐伯町	父井原
I	20038	吉井川	吉井川	小原谷川②	佐伯町	父井原
I	20039	吉井川	吉井川	小原谷川①	佐伯町	父井原
I	20040	吉井川	田土川	西の谷川	佐伯町	田土
II	20002	吉井川	大前川	追の谷川	佐伯町	奥塩田
II	20003	吉井川	三谷川	奥谷川	佐伯町	奥塩田
II	20009	吉井川	大前川	土用谷川	佐伯町	奥塩田
II	20011	吉井川	吉井川	宮の下谷川	佐伯町	苦木
II	20012	吉井川	吉井川	部屋の谷川	佐伯町	苦木
II	20013	吉井川	吉井川	大谷川	佐伯町	北山方
II	20016	吉井川	矢田部川	矢田部川	佐伯町	矢田部
II	20017	吉井川	矢田部川	東谷川	佐伯町	矢田部
II	20018	吉井川	矢田部川	金山谷川	佐伯町	矢田部

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
Ⅱ	20020	吉井川	谷山川	谷山川	佐伯町	米沢
Ⅱ	20025	吉井川	王子川	一ノ追谷川	佐伯町	小坂
Ⅱ	20026	吉井川	王子川	名倉谷川	佐伯町	小坂
Ⅱ	20027	吉井川	郡生川	塚奥谷川	佐伯町	宇生
Ⅱ	20031	吉井川	王子川	フロの谷川	佐伯町	佐伯
Ⅱ	20034	吉井川	吉井川	宮奥谷川	佐伯町	矢田
Ⅱ	20037	吉井川	吉井川	小原谷川③	佐伯町	父井原
Ⅱ	20041	吉井川	田土川	新池谷川	佐伯町	田土
Ⅱ	20042	吉井川	王子川	バガ谷川	佐伯町	小坂
Ⅱ	20043	吉井川	王子川	西谷川	佐伯町	小坂
Ⅱ	20044	吉井川	王子川	金子谷川	佐伯町	小坂
Ⅱ	20045	吉井川	大成川	枝の木谷川	佐伯町	父井原
Ⅰ	21002	吉井川	日笠川	室原大谷	和気町	保曾 室原
Ⅰ	21005	吉井川	日笠川	室原谷	和気町	保曾 室原
Ⅰ	21008	吉井川	日笠川	市倉川①	和気町	木倉 市倉
Ⅰ	21011	吉井川	日笠川	西谷川支川	和気町	木倉 正清
Ⅰ	21014	吉井川	日笠川	寺谷川支川	和気町	保曾 寺谷
Ⅰ	21019	吉井川	日笠川	分校跡谷	和気町	保曾 岸野
Ⅰ	21026	吉井川	日笠川	片山谷	和気町	日笠上 片山
Ⅰ	21027	吉井川	吉井川	押部谷川	和気町	本 押部
Ⅰ	21028	吉井川	吉井川	本谷	和気町	本 押部
Ⅰ	21031	吉井川	吉井川	日乃谷川	和気町	田原上 日乃谷奥
Ⅰ	21035	吉井川	鵜飼川	門前川支川①	和気町	益原 門前
Ⅰ	21044	吉井川	日笠川	鹿帰谷	和気町	日笠下 鹿帰
Ⅰ	21055	吉井川	日笠川	田ヶ原谷	和気町	藤野 田ヶ原
Ⅰ	21056	吉井川	金剛川	飼葉谷	和気町	吉田 飼葉
Ⅰ	21057	吉井川	金剛川	枳池谷	和気町	吉田 飼葉
Ⅰ	21061	吉井川	西山川	山浦谷②	和気町	本 芝下
Ⅰ	21062	吉井川	西山川	山浦谷①	和気町	田原下 峠
Ⅰ	21063	吉井川	吉井川	原上谷	和気町	原 原上
Ⅰ	21064	吉井川	金剛川	藤原谷②	和気町	大田原 藤原
Ⅰ	21065	吉井川	金剛川	藤原谷①	和気町	大田原 藤原
Ⅰ	21066	吉井川	金剛川	藤原池谷	和気町	大田原 藤原
Ⅰ	21067	吉井川	金剛川	岩屋谷	和気町	大田原 岩屋
Ⅰ	21068	吉井川	金剛川	林花谷①	和気町	大田原 東
Ⅰ	21070	吉井川	鵜飼川	鵜飼谷	和気町	益原 鵜飼
Ⅰ	21071	吉井川	鵜飼川	鐘鋳場谷川	和気町	益原 新町

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
I	21073	吉井川	初瀬川	日浦谷①	和気町	日室 日室台
I	21074	吉井川	初瀬川	日浦谷②	和気町	日室 日室台
I	21076	吉井川	初瀬川	福富谷①	和気町	福富
I	21080	吉井川	初瀬川	丸山川③	和気町	清水 丸山
I	21081	吉井川	初瀬川	丸山川②	和気町	清水 丸山
I	21084	吉井川	初瀬川	水行谷	和気町	清水
I	21085	吉井川	初瀬川	清水谷川	和気町	清水
I	21086	吉井川	初瀬川	清水谷川①	和気町	清水
II	21001	吉井川	日笠川	室原下谷	和気町	保曽 室原
II	21003	吉井川	日笠川	室原中谷①	和気町	保曽 室原
II	21004	吉井川	日笠川	室原中谷②	和気町	保曽 室原
II	21006	吉井川	日笠川	室原大池谷	和気町	保曽 室原
II	21007	吉井川	日笠川	市倉川②	和気町	木倉 市倉
II	21009	吉井川	日笠川	西谷川	和気町	木倉 昼谷
II	21012	吉井川	日笠川	矢谷川	和気町	日笠上 矢谷
II	21013	吉井川	日笠川	湯ノ口谷	和気町	日笠上 湯ノ口
II	21015	吉井川	日笠川	寺谷川	和気町	保曽 寺谷
II	21016	吉井川	日笠川	黄谷	和気町	保曽 中ノ谷
II	21018	吉井川	日笠川	中ノ谷支川	和気町	保曽 中ノ谷
II	21020	吉井川	日笠川	雲上屋谷	和気町	保曽 岸野
II	21022	吉井川	日笠川	松村谷①	和気町	保曽 岸野
II	21023	吉井川	日笠川	松村谷②	和気町	保曽 岸野
II	21024	吉井川	日笠川	入尾谷	和気町	日笠下 入尾
II	21025	吉井川	日笠川	おのみょう谷	和気町	日笠上 金崎
II	21032	吉井川	吉井川	龍徳谷	和気町	益原 龍徳
II	21033	吉井川	吉井川	屋納戸川	和気町	益原 屋納戸
II	21037	吉井川	鶴飼川	荒砂谷①	和気町	益原 荒砂
II	21038	吉井川	鶴飼川	荒砂谷②	和気町	益原 荒砂
II	21039	吉井川	鶴飼川	鶴飼川	和気町	益原 荒砂
II	21041	吉井川	鶴飼川	奥田谷	和気町	益原 荒砂
II	21045	吉井川	日笠川	千畳田谷②	和気町	日笠下 千畳田
II	21046	吉井川	日笠川	千畳田谷①	和気町	日笠下 千畳田
II	21047	吉井川	金剛川	妙久谷川	和気町	吉田 妙久谷
II	21048	吉井川	金剛川	奥池谷	和気町	吉田 妙久谷
II	21050	吉井川	和意谷川	小部池谷	和気町	吉田 働
II	21053	吉井川	西山川	北谷川	和気町	田原下 西山
II	21058	吉井川	和意谷川	八幡宮谷	和気町	吉田 働

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
Ⅱ	21059	吉井川	西山川	電発谷	和気町	田原下 西山
Ⅱ	21060	吉井川	吉井川	ひょうたん池谷	和気町	本 芝下
Ⅱ	21069	吉井川	金剛川	林花谷②	和気町	大田原 東
Ⅱ	21072	吉井川	金剛川	とびヶ谷	和気町	日室
Ⅱ	21077	吉井川	初瀬川	愛宕谷川	和気町	福富
Ⅱ	21078	吉井川	初瀬川	西山川	和気町	大中山 六
Ⅱ	21082	吉井川	初瀬川	丸山川④	和気町	清水 丸山
Ⅱ	21083	吉井川	初瀬川	丸山川①	和気町	清水 丸山
Ⅲ	21010	吉井川	日笠川	正面川	和気町	木倉 神子市
Ⅲ	21017	吉井川			和気町	
Ⅲ	21021	吉井川			和気町	
Ⅲ	21029	吉井川	西山川	穴見谷川	和気町	田原下 西山
Ⅲ	21030	吉井川	西山川	行当谷川	和気町	田原下 西山
Ⅲ	21034	吉井川			和気町	
Ⅲ	21036	吉井川	鶴飼川	門前川支川②	和気町	益原 門前
Ⅲ	21040	吉井川	鶴飼川	塚ヶ内谷	和気町	益原 荒砂
Ⅲ	21042	吉井川			和気町	
Ⅲ	21043	吉井川			和気町	
Ⅲ	21049	吉井川	金剛川	開池谷	和気町	吉田 妙久谷
Ⅲ	21051	吉井川			和気町	
Ⅲ	21052	吉井川	和意谷川	日の丸①	和気町	吉田 働
Ⅲ	21054	吉井川			和気町	
Ⅲ	21075	吉井川	日笠川	小松原谷	和気町	藤野
Ⅲ	21079	吉井川	初瀬川	畳谷谷	和気町	大中山 畳谷
Ⅲ	21087	吉井川			和気町	
Ⅲ	21088	吉井川			和気町	
Ⅲ	21089	吉井川			和気町	
Ⅲ	21090	吉井川			和気町	

岡山県地域防災計画 資料編

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

斜面 区分	区分	箇所番号	箇所名	位置	
				市町村	大字
自然	I	742	奥谷	佐伯町	小坂
自然	I	743	田尻	佐伯町	田賀
自然	I	744	宇屋	佐伯町	宇生
自然	I	745	唐人町	佐伯町	谷田部
自然	I	746	倉山	佐伯町	父井原

斜面 区分	区分	箇所番号	箇所名	位置	
				市町村	大字
自然	I	747	堅町	佐伯町	佐伯
自然	I	750	保木	佐伯町	津瀬
自然	I	751	畑ヶ市	佐伯町	田土
自然	I	752	丸山	佐伯町	田土
自然	I	753	杉平	佐伯町	田土
自然	I	754	片倉	佐伯町	丸山
自然	I	757	六郎谷	佐伯町	奥塩田
自然	I	758	塩田西	佐伯町	塩田
自然	I	2209	矢田	佐伯町	矢田
自然	II	587	塩田（A）	佐伯町	塩田
自然	II	588	塩田（B）	佐伯町	塩田
自然	II	589	下迫（A）	佐伯町	奥塩田
自然	II	590	下迫（B）	佐伯町	奥塩田
自然	II	591	六郎谷（A）	佐伯町	奥塩田
自然	II	592	杖谷	佐伯町	苦木
自然	II	593	六郎谷（B）	佐伯町	奥塩田
自然	II	594	成仏	佐伯町	北山方
自然	II	595	本谷	佐伯町	北山方
自然	II	596	金田	佐伯町	北山方
自然	II	597	苦木上（A）	佐伯町	苦木
自然	II	598	苦木上（B）	佐伯町	苦木
自然	II	599	苦木上（C）	佐伯町	苦木
自然	II	600	三門	佐伯町	苦木
自然	II	601	苦木下	佐伯町	苦木
自然	II	602	津瀬	佐伯町	津瀬
自然	II	603	矢田	佐伯町	矢田
自然	II	604	竜が鼻（A）	佐伯町	矢田
自然	II	605	竜が鼻（B）	佐伯町	矢田
自然	II	606	小原	佐伯町	父井原
自然	II	607	上田土（A）	佐伯町	田土
自然	II	608	上田土（B）	佐伯町	田土
自然	II	609	大畑	佐伯町	田土
自然	II	610	大成	佐伯町	父井原
自然	I	760	寺谷	和気町	保曾
自然	I	761	長高下	和気町	保曾
自然	I	762	湯ノ口	和気町	日笠上
自然	I	767	木倉	和気町	木倉

斜面 区分	区分	箇所番号	箇所名	位置	
				市町村	大字
自然	I	768	馬場	和気町	日笠上
自然	I	769	鐘鋳場	和気町	日笠下
自然	I	770	坂本	和気町	藤野
自然	I	771	大田原	和気町	大田原
自然	I	772	入田	和気町	入田
自然	I	773	日室台 (A)	和気町	日室
自然	I	774	日室台 (B)	和気町	日室
自然	I	775	日室台 (C)	和気町	日室
自然	I	776	曾根 (A)	和気町	和気
自然	I	777	曾根 (B)	和気町	和気
自然	I	778	和気 (A)	和気町	和気
自然	I	779	和気 (B)	和気町	和気
自然	I	780	峠	和気町	田原下
自然	I	781	山崎	和気町	本
自然	I	782	原	和気町	原
自然	I	784	山根	和気町	本
自然	I	2210	岸野	和気町	保曽
自然	I	2211	原下	和気町	原
自然	II	611	中ノ谷 (A)	和気町	保曽
自然	II	612	中ノ谷 (B)	和気町	保曽
自然	II	613	岸野 (A)	和気町	保曽
自然	II	614	岸野 (B)	和気町	保曽
自然	II	615	岸野 (C)	和気町	保曽
自然	II	616	岸野 (D)	和気町	保曽
自然	II	617	寺谷 (A)	和気町	保曽
自然	II	618	寺谷 (B)	和気町	保曽
自然	II	619	寺谷 (C)	和気町	保曽
自然	II	620	寺谷 (D)	和気町	保曽
自然	II	621	矢谷 (A)	和気町	日笠上
自然	II	622	矢谷 (B)	和気町	日笠上
自然	II	623	栃谷	和気町	木倉
自然	II	624	姿	和気町	木倉
自然	II	625	昼谷	和気町	木倉
自然	II	626	金崎	和気町	日笠上
自然	II	627	片上	和気町	日笠上
自然	II	628	押部	和気町	本
自然	II	629	山浦	和気町	原

斜面 区分	区分	箇所番号	箇所名	位置	
				市町村	大字
自然	Ⅱ	630	藤原	和気町	大田原
自然	Ⅱ	631	吉田	和気町	吉田
自然	Ⅱ	632	働	和気町	吉田
自然	Ⅱ	633	福富	和気町	福富
自然	Ⅱ	634	畳谷（A）	和気町	大中山
自然	Ⅱ	635	畳谷（B）	和気町	大中山
自然	Ⅲ	87	岸野	和気町	保曾
自然	Ⅲ	88	寺谷	和気町	保曾
自然	Ⅲ	89	湯口（A）	和気町	日笠上
自然	Ⅲ	90	湯口（B）	和気町	日笠上
自然	Ⅲ	91	湯口（C）	和気町	日笠上
自然	Ⅲ	92	西山	和気町	田原下
自然	Ⅲ	93	門前	和気町	益原
自然	Ⅲ	94	大田原	和気町	大田原
自然	Ⅲ	95	和気	和気町	大田原
自然	Ⅲ	96	入田	和気町	衣笠
自然	Ⅲ	97	立石	和気町	衣笠
自然	Ⅲ	98	原	和気町	大中山
自然	Ⅲ	99	藤野（A）	和気町	藤野
自然	Ⅲ	100	藤野（B）	和気町	藤野
自然	Ⅲ	101	藤野（C）	和気町	藤野
自然	Ⅲ	102	田原	和気町	藤野
自然	Ⅲ	103	藤野（D）	和気町	藤野
自然	Ⅲ	104	働（A）	和気町	吉田
自然	Ⅲ	105	働（B）	和気町	吉田

岡山県地域防災計画 資料編

2 砂防指定地(砂防法)

指定地名	新市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存 する大字
群生川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S55. 3. 29	建 00681	
群生川支川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S62. 10. 22	建 01813	宇生
石川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S27. 9. 17	建 01227	父井原
大前上谷川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	H20. 1. 21	国 00046	奥塩田
大谷川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S62. 10. 22	建 01813	津瀬
谷山川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S33. 1. 18	建 00071	米沢
田尻川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S61. 1. 30	建 00079	田賀
矢田部川	和気郡和気町	和気郡佐伯町	東備	S36. 2. 22	建 00223	矢田部

指定地名	新市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の存する大字
愛宕谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S45. 10. 3	建 01457	福富
伊風呂谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 10. 28	内 00566	日笠下
鵜飼川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S45. 10. 3	建 01457	益原
奥山川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S24. 2. 18	建 00109	中山
奥山川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S62. 10. 22	建 01813	大中山
奥山川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	H5. 3. 25	建 00944	大中山
押部谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S28. 1. 26	建 00082	本
穴見谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 2. 2	内 00040	田原下
口合谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 2. 2	内 00040	田原下
行当谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 2. 2	内 00040	田原下
市倉川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S40. 7. 5	建 01695	木倉
市倉川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S61. 10. 25	建 01711	木倉
寺谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S37. 11. 10	建 02822	保曾
寺谷川支川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S59. 11. 13	建 01540	保曾
正面川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S40. 7. 5	建 01695	木倉
清水谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S54. 4. 4	建 00786	清水
清水谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	H7. 2. 14	建 00239	清水
西山川(1)	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 2. 2	内 00040	田原下
西山川(1)	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S24. 2. 18	建 00109	田原下
西山川(2)	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S28. 1. 26	建 00085	大中山
西谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S40. 7. 5	建 01695	木倉
大部川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S38. 11. 11	建 02801	吉田
長溝川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S26. 9. 5	建 00815	大中山
長溝川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S63. 8. 25	建 01809	大中山
日ノ谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 2. 2	内 00040	田原下
日ノ谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S63. 1. 12	建 00047	田原上
保曾川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S33. 11. 11	建 01968	保曾
北谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S15. 2. 2	内 00040	田原下
北谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S24. 2. 18	建 00109	田原下
明神川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S26. 9. 5	建 00815	日笠
矢谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S45. 10. 3	建 01457	日笠上
和意谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S24. 12. 2	建 00904	吉田
禰田谷川	和気郡和気町	和気郡和気町	東備	S40. 7. 5	建 01695	日笠下

岡山県地域防災計画 資料編

3 急傾斜地崩壊危険区域

所管事務所名	市町村名	旧市町村名	大字等	急傾斜地崩壊危険区域名	告示年月日	告示番号
東備地域事務所	和気町	和気町	木倉	木倉	S59. 3. 31	県 00353

4 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）

県民局名	危険地区番号	地区名	位置			保安林の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	346-004-001	稲坪	和気郡和気町	衣笠	稲坪	無
備前県民局	346-005-001	木倉	和気郡和気町	木倉	木倉	無
備前県民局	346-005-002	井ノ尻	和気郡和気町	木倉	井ノ尻 1	無
備前県民局	346-008-001	西田	和気郡和気町	田原上	西田	無
備前県民局	346-008-002	山根	和気郡和気町	田原上	山根	無
備前県民局	346-009-001	西山 5	和気郡和気町	田原下	西山	無
備前県民局	346-010-001	和気橋	和気郡和気町	原	和気橋	有
備前県民局	346-010-002	原下	和気郡和気町	原	原下	有
備前県民局	346-011-001	矢谷	和気郡和気町	日笠上	矢谷	無
備前県民局	346-011-002	湯ノ口谷上	和気郡和気町	日笠上	湯ノ口谷上	無
備前県民局	346-011-003	湯ノ口	和気郡和気町	日笠上	湯ノ口	無
備前県民局	346-011-004	日笠上	和気郡和気町	日笠上		無
備前県民局	346-012-001	市倉	和気郡和気町	日笠下	市倉	無
備前県民局	346-012-002	楠谷	和気郡和気町	日笠下	楠谷	無
備前県民局	346-036-003	小瀬木	和気郡和気町	矢田	小瀬木	無
備前県民局	346-015-001	藤野	和気郡和気町	藤野		無
備前県民局	346-016-001	寺谷下	和気郡和気町	保曾	寺谷下	無
備前県民局	346-016-002	岸野中ノ谷	和気郡和気町	保曾	岸野	無
備前県民局	346-016-003	岸野	和気郡和気町	保曾	岸野	無
備前県民局	346-017-001	山崎	和気郡和気町	本	山崎	有
備前県民局	346-017-002	押部	和気郡和気町	本	押部	無
備前県民局	346-020-001	曾根	和気郡和気町	和気	曾根	無
備前県民局	346-020-002	曾根	和気郡和気町	和気	曾根	無
備前県民局	346-020-003	曾根 3	和気郡和気町	和気	曾根	無
備前県民局	346-021-001	河本	和気郡和気町	岩戸	河本	無
備前県民局	346-021-002	天神山	和気郡和気町	岩戸	天神山	有
備前県民局	346-022-001	土生	和気郡和気町	宇生	土生	無
備前県民局	346-023-001	下迫	和気郡和気町	奥塩田	下迫	有
備前県民局	346-023-002	六郎谷	和気郡和気町	奥塩田	六郎谷	無
備前県民局	346-023-003	周匝	和気郡和気町	奥塩田	周匝	無
備前県民局	346-023-004	周匝平 2	和気郡和気町	奥塩田	周匝平	無
備前県民局	346-027-001	佐伯下	和気郡和気町	佐伯	佐伯下	無
備前県民局	346-027-002	佐伯上	和気郡和気町	佐伯	佐伯上	無

県民局名	危険地区番号	地区名	位置			保安林の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	346-027-003	佐伯西	和気郡和気町	佐伯	佐伯西	無
備前県民局	346-028-001	塩田東	和気郡和気町	塩田	塩田東	無
備前県民局	346-028-002	塩田西	和気郡和気町	塩田	塩田西	無
備前県民局	346-028-003	州平	和気郡和気町	塩田	州平	無
備前県民局	346-028-004	北山	和気郡和気町	塩田	北山	無
備前県民局	346-029-001	奥谷	和気郡和気町	田賀	奥谷	無
備前県民局	346-029-002	田尻	和気郡和気町	田賀	田尻	無
備前県民局	346-030-001	畑ヶ市	和気郡和気町	田土	畑ヶ市	無
備前県民局	346-030-002	杉本	和気郡和気町	田土	杉本	無
備前県民局	346-030-003	丸山	和気郡和気町	田土	丸山	無
備前県民局	346-031-001	奥新田	和気郡和気町	父井原	奥新田	無
備前県民局	346-031-002	花折	和気郡和気町	父井原	花折	無
備前県民局	346-032-001	津瀬	和気郡和気町	津瀬	津瀬	有
備前県民局	346-033-001	苫木下	和気郡和気町	苫木	苫木下	無
備前県民局	346-033-002	杖谷	和気郡和気町	苫木	杖谷	無
備前県民局	346-036-001	小瀬木上	和気郡和気町	矢田	小瀬木上	有
備前県民局	346-036-002	矢田	和気郡和気町	矢田	矢田	無
備前県民局	346-037-001	婦ヶ尾	和気郡和気町	矢田部	婦ヶ尾	有

岡山県地域防災計画 資料編

(2) 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）

県民局名	危険地区番号	地区名	位置			保安林の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	346-002-001	富士見	和気郡和気町	大田原	富士見	有
備前県民局	346-002-002	奥山	和気郡和気町	大田原	奥山	有
備前県民局	346-003-001	水引谷	和気郡和気町	大中山	長溝奥	有
備前県民局	346-003-002	中の谷	和気郡和気町	大中山	中の谷	有
備前県民局	346-003-003	宿瀬池奥	和気郡和気町	大中山	葛原	有
備前県民局	346-003-004	畳谷	和気郡和気町	大中山	畳谷	有
備前県民局	346-003-005	宿瀬奥	和気郡和気町	大中山	宿瀬奥	有
備前県民局	346-003-006	和井谷	和気郡和気町	大中山		有
備前県民局	346-004-001	稲坪池奥	和気郡和気町	衣笠	稲坪	有
備前県民局	346-004-002	池ノ奥	和気郡和気町	衣笠	池ノ奥	有
備前県民局	346-006-001	興平次屋敷上	和気郡和気町	清水	興平次屋敷上	有
備前県民局	346-008-001	峠	和気郡和気町	田原上	峠	有
備前県民局	346-009-001	西山	和気郡和気町	田原下	西山	有
備前県民局	346-009-002	西山-1	和気郡和気町	田原下	西山	有
備前県民局	346-009-003	西山-2	和気郡和気町	田原下	西山	有

県民局名	危険地区番号	地区名	位置			保安林の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	346-009-004	西山-3	和気郡和気町	田原下	西山	有
備前県民局	346-009-005	西山-4	和気郡和気町	田原下	西山	有
備前県民局	346-010-001	明神	和気郡和気町	原	明神	無
備前県民局	346-010-002	原上	和気郡和気町	原	原上	有
備前県民局	346-010-003	下上	和気郡和気町	原	下上	有
備前県民局	346-011-001	入尾	和気郡和気町	日笠上	入尾	無
備前県民局	346-011-002	湯ノ口谷	和気郡和気町	日笠上	湯ノ口谷	有
備前県民局	346-012-001	鹿帰	和気郡和気町	日笠下	鹿帰	有
備前県民局	346-012-002	荒砂	和気郡和気町	日笠下	荒砂	有
備前県民局	346-013-001	鳶ヶ谷	和気郡和気町	日室	鳶ヶ谷	有
備前県民局	346-013-002	山田奥	和気郡和気町	日室	山田奥	有
備前県民局	346-013-003	日室台	和気郡和気町	日室	南谷	有
備前県民局	346-014-001	初瀬	和気郡和気町	福富	西の奥	有
備前県民局	346-014-002	向山	和気郡和気町	福富	向山	有
備前県民局	346-015-001	千谷池奥	和気郡和気町	藤野	十谷	有
備前県民局	346-015-002	宿	和気郡和気町	藤野	宿	有
備前県民局	346-015-003	北山	和気郡和気町	藤野	北山	有
備前県民局	346-016-001	弁財天	和気郡和気町	保曾	弁財天	有
備前県民局	346-016-002	室原	和気郡和気町	保曾	室原	無
備前県民局	346-017-001	芝下	和気郡和気町	本	芝下	無
備前県民局	346-018-001	竜徳谷	和気郡和気町	益原	竜徳谷	有
備前県民局	346-018-002	原大谷	和気郡和気町	益原	原大谷	有
備前県民局	346-018-003	鶉飼谷	和気郡和気町	益原	鶉飼谷	有
備前県民局	346-018-004	鐘鋳場谷	和気郡和気町	益原	鐘鋳場	有
備前県民局	346-018-005	中池ノ上	和気郡和気町	益原	中池ノ上	有
備前県民局	346-018-006	造り道	和気郡和気町	益原	造り道	有
備前県民局	346-019-001	飼葉	和気郡和気町	吉田	飼葉	有
備前県民局	346-019-002	奴久谷	和気郡和気町	吉田	奴久谷	有
備前県民局	346-019-003	宮ノ裏	和気郡和気町	吉田	宮ノ裏	有
備前県民局	346-019-004	東大谷	和気郡和気町	吉田	東大谷	有
備前県民局	346-021-001	天神	和気郡和気町	岩戸	天神	有
備前県民局	346-023-001	奥塩田	和気郡和気町	奥塩田	奥塩田	無
備前県民局	346-023-002	神田	和気郡和気町	奥塩田	神田	有
備前県民局	346-024-001	加部上	和気郡和気町	加三方	加部	有
備前県民局	346-024-002	加部下	和気郡和気町	加三方	加部	有
備前県民局	346-026-001	金子池上	和気郡和気町	小坂		有
備前県民局	346-026-002	金子池中	和気郡和気町	小坂	梨ノ木坂	有

県民局名	危険地区番号	地区名	位置			保安林の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	346-028-001	塩田	和気郡和気町	塩田	塩田	無
備前県民局	346-030-001	西山	和気郡和気町	田土	西山	有
備前県民局	346-030-002	丸山	和気郡和気町	田土	丸山	有
備前県民局	346-030-003	東山	和気郡和気町	田土	東山	有
備前県民局	346-031-001	父井	和気郡和気町	父井原	父井	有
備前県民局	346-031-002	大成	和気郡和気町	父井原	大成	無
備前県民局	346-031-003	奥新田上	和気郡和気町	父井原	奥新田上	無
備前県民局	346-031-004	小原上	和気郡和気町	父井原	小原上	有
備前県民局	346-031-005	小原下	和気郡和気町	父井原	小原下	有
備前県民局	346-032-001	保木	和気郡和気町	津瀬	保木	有
備前県民局	346-032-002	北山	和気郡和気町	津瀬	北山	有
備前県民局	346-033-001	苫木駅裏	和気郡和気町	苫木	苫木駅裏	有
備前県民局	346-033-002	高田	和気郡和気町	苫木	高田	無
備前県民局	346-036-001	井ノ口	和気郡和気町	矢田	井ノ口	有
備前県民局	346-036-002	小瀬木	和気郡和気町	矢田	小瀬木	有
備前県民局	346-036-003	矢田	和気郡和気町	矢田	矢田	無
備前県民局	346-037-001	本矢田部	和気郡和気町	矢田部	本矢田部	有
備前県民局	346-038-001	米沢	和気郡和気町	米沢	米沢	有
備前県民局	346-038-002	青蓮寺	和気郡和気町	米沢	青蓮寺	無

岡山県地域防災計画 資料編

(3) 地すべり危険地区（農林水産省林野庁所管）

県民局名	危険地区番号	地区名	位置			保安林の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	346-008-001	田原上	和気郡和気町	田原上	日の谷奥	有
備前県民局	346-019-001	吉田	和気郡和気町	吉田	惣山	無

岡山県地域防災計画 資料編

5 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧表

大字等	箇所番号	発生原因となる自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒区域	特別警戒区域		
宇生	346K 宇生 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	I-744
	346D 宇生 001	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20027
奥塩田	346K 奥塩田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-593
	346K 奥塩田 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-589
	346K 奥塩田 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-590

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
	346K 奥塩田 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-591
	346D 奥塩田 001	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20010
	346D 奥塩田 002	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20001
	346D 奥塩田 003	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20004
	346D 奥塩田 004	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20008
	346D 奥塩田 005	土石流	○	○	平成30年3月30日	II-20002
	346D 奥塩田 006	土石流	○	×	平成25年3月15日	II-20009
加三方	346D 加三方 001	土石流	○	—	平成23年3月11日	I-20030
北山方	346K 北山方 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	II-594
	346K 北山方 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	II-595
	346K 北山方 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	II-596
	346D 北山方 001	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20013-3
	346D 北山方 002	土石流	○	—	平成25年3月15日	II-20013-4
小坂	346K 小坂 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	I-742
	346D 小坂 001	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20025
	346D 小坂 002	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20026-1
	346D 小坂 003	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20026-2
	346D 小坂 004	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20042
	346D 小坂 005	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20043
	346D 小坂 006	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20044-1
	346D 小坂 007	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20044-2
佐伯	346K 佐伯 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	I-747
	346D 佐伯 001	土石流	○	—	令和元年5月10日	II-20031
塩田	346K 塩田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-758
	346K 塩田 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-587
	346K 塩田 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-588
	346D 塩田 001	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20007
	346D 塩田 002	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20005
田賀	346K 田賀 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	I-743
	346D 田賀 001	土石流	○	○	令和元年5月10日	I-20028
田土	346K 田土 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-751
	346K 田土 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-752

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
	346K 田土 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-753
	346K 田土 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-607
	346K 田土 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-608
	346K 田土 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-609
	346D 田土 001	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20040
	346D 田土 002	土石流	○	—	平成26年3月11日	II-20041
父井原	346K 父井原 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	I-746
	346K 父井原 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	II-610
	346D 父井原 001	土石流	○	○	令和元年5月10日	I-20036
	346D 父井原 002	土石流	○	—	平成25年3月15日	I-20038
	346D 父井原 003	土石流	○	—	平成25年3月15日	I-20039
	346D 父井原 004	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20037
	346D 父井原 005	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20045
津瀬	346K 津瀬 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月10日	I-750
	346D 津瀬 001	土石流	○	○	令和元年5月10日	I-20022
	346D 津瀬 002	土石流	○	○	令和元年5月10日	I-20023
	346D 津瀬 003	土石流	○	—	平成24年2月28日	I-20024
苦木	346K 苦木 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-592
	346K 苦木 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-598
	346K 苦木 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-599
	346K 苦木 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-600
	346K 苦木 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-601
	346D 苦木 001	土石流	○	○	平成30年3月30日	I-20006
	346D 苦木 002	土石流	○	○	平成30年3月30日	II-20011
	346D 苦木 003	土石流	○	○	平成30年3月30日	II-20012
	346D 苦木 004	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20013-1
	346D 苦木 005	土石流	○	○	令和元年5月10日	II-20013-2
丸山	346K 丸山 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-754
矢田	346K 矢田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	I-2209
	346K 矢田 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-603
	346K 矢田 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-604
	346K 矢田 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月30日	II-605

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
	346D 矢田 001	土石流	○	×	平成 23 年 3 月 11 日	I-20032
	346D 矢田 002	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-20014
	346D 矢田 003	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-20033
	346D 矢田 004	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-20035
	346D 矢田 005	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-20034
	346D 矢田 006	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	佐古谷
矢田部	346K 矢田部 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 5 月 10 日	I-745
	346D 矢田部 001	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	I-20015
	346D 矢田部 002	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	II-20016-1
	346D 矢田部 003	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	II-20016-2
	346D 矢田部 004	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	II-20017
	346D 矢田部 005	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-20018
米沢	346D 米沢 001	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	I-20021
	346D 米沢 002	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	I-20019
	346D 米沢 003	土石流	○	○	令和元年 5 月 10 日	II-20020
大田原	346K 大田原 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-771
	346K 大田原 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	II-630
	346D 大田原 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21064
	346D 大田原 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21065
	346D 大田原 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21066
	346D 大田原 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21067
	346D 大田原 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21068
	346D 大田原 006	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-21069
大中山	346K 大中山 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	II-634
	346K 大中山 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	II-635
	346K 大中山 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	III-98
	346K 大中山 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-97
大中山	346D 大中山 001	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-21078
	346D 大中山 002	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	III-21079
	346D 大中山 003	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	III-21087
	346D 大中山 004	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	III-21090
	346D 大中山 005	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	大中山川-02

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
衣笠	346K 衣笠 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-772
木倉	346K 木倉 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-767
	346K 木倉 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-623
	346K 木倉 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-624
	346K 木倉 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-625
	346D 木倉 001	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21008
	346D 木倉 002	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21011
	346D 木倉 003	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-21007
	346D 木倉 004	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-21009-2
	346D 木倉 005	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-21009-3
	346D 木倉 006	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-21009-4
	346D 木倉 007	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	III-21010-2
346D 木倉 008	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	III-21010-3	
清水	346D 清水 001	土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21080
	346D 清水 002	土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21081
	346D 清水 003	土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21084
	346D 清水 004	土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21085
	346D 清水 005	土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21086
	346D 清水 006	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-21082
	346D 清水 007	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-21083
田原上	346D 田原上 001	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21031
	346D 田原上 002	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21054
田原下	346K 田原下 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-780
	346K 田原下 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	III-92
	346D 田原下 001	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21062
	346D 田原下 002	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-21053
	346D 田原下 003	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21029
田原下	346D 田原下 004	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21030-1
	346D 田原下 005	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21030-2
原	346K 原 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-781
	346K 原 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-782
	346K 原 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-2211

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
	346K 原 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-629
	346D 原 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21063
日笠上	346K 日笠上 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-762
	346K 日笠上 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-263-2
	346K 日笠上 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-263-4
	346K 日笠上 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-621
	346K 日笠上 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-622
	346K 日笠上 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-626
	346K 日笠上 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-89
	346K 日笠上 008	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-90
	346K 日笠上 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-91
	346D 日笠上 001	土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21026
	346D 日笠上 002	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-21012
	346D 日笠上 003	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-21013
	346D 日笠上 004	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-21024
	346D 日笠上 005	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-21025
	日笠下	346K 日笠下 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日
346K 日笠下 002		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-769
346K 日笠下 003		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-361-1
346K 日笠下 004		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-361-1
346K 日笠下 005		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-361-5
346K 日笠下 006		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-99
346D 日笠下 001		土石流	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-21044
346D 日笠下 002		土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-21045
346D 日笠下 003		土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-21046
346D 日笠下 004		土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21009-1
346D 日笠下 005		土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅲ-21010-1
日笠下	346D 日笠下 006	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-21042
	346D 日笠下 007	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-21043
日室	346K 日室 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-773
	346K 日室 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-774
	346K 日室 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-775

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
	346D 日室 001	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21073
	346D 日室 002	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21074
	346D 日室 003	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-21072
福富	346K 福富 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-633
	346K 福富 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-96
	346D 福富 001	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	I-21076
	346D 福富 002	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-21077
藤野	346K 藤野 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-770
	346K 藤野 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-101
	346K 藤野 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-102
	346K 藤野 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-103
	346D 藤野 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-21055
	346D 藤野 002	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21075
保曽	346K 保曽 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-760
	346K 保曽 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-761
	346K 保曽 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-2210
	346K 保曽 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-611
	346K 保曽 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-612
	346K 保曽 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-613
	346K 保曽 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-614
	346K 保曽 008	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-615
	346K 保曽 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-616
	346K 保曽 010	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-617
	346K 保曽 011	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-618
	346K 保曽 012	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-619
	346K 保曽 013	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	II-620
	346K 保曽 014	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	III-88
保曽	346D 保曽 001	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-21002
	346D 保曽 002	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-21005-01
	346D 保曽 003	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-21005-02
	346D 保曽 004	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-21014
	346D 保曽 005	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	I-21019

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
大字等	346D 保曽 006	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21001
	346D 保曽 007	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21003
	346D 保曽 008	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21004
	346D 保曽 009	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21006
	346D 保曽 010	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21015
	346D 保曽 011	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21018
	346D 保曽 012	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21020
	346D 保曽 013	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21022
	346D 保曽 014	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-21017
本	346K 本 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	Ⅰ-784
	346K 本 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-628
	346D 本 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	Ⅰ-21027
	346D 本 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	Ⅰ-21028
	346D 本 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	Ⅰ-21061
	346D 本 004	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 15 日	Ⅱ-21060
益原	346K 益原 001	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-93
	346D 益原 001	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅰ-21035
	346D 益原 002	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅰ-21070
	346D 益原 003	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅰ-21071
	346D 益原 004	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-21032
	346D 益原 005	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-21033
	346D 益原 006	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-21037
	346D 益原 007	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-21038
	346D 益原 008	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-21039
	346D 益原 009	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-21041
	346D 益原 010	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-21034
346D 益原 011	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-21036	
益原	346D 益原 012	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-21040
吉田	346K 吉田 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-631
	346K 吉田 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅱ-632
	346K 吉田 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-104
	346D 吉田 001	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	Ⅰ-21056

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害		公示日	基礎調査番号
			警戒 区域	特別警 戒区域		
大字等	346D 吉田 002	土石流	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	I-21057
	346D 吉田 003	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-21047
	346D 吉田 004	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-21048
	346D 吉田 005	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	II-21058
	346D 吉田 006	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21049
	346D 吉田 007	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21051
	346D 吉田 008	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	III-21052
	和気	346K 和気 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日
346K 和気 002		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 1 月 30 日	I-777
346K 和気 003		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-778
346K 和気 004		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 11 日	I-779
346K 和気 005		急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 2 月 28 日	III-94

岡山県地域防災計画 資料編

資料4 ため池一覧

	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (千 m^3)	受益面積 (ha)
1	横沢田池	和気郡和気町保曾	町	2.0	6.0	6.0	30.00
2	踏木池	和気郡和気町保曾	町	3.0	6.0	8.0	34.00
3	林池	和気郡和気町保曾	町	0.5	0.5	2.0	20.00
4	西坂池	和気郡和気町保曾	町	0.8	1.0	3.0	17.00
5	新池	和気郡和気町保曾	町	4.0	5.0	7.0	61.00
6	大池	和気郡和気町保曾	町	7.0	5.0	4.0	89.00
7	大上池	和気郡和気町保曾	町	0.8	1.0	5.0	21.00
8	ビシャンデ池	和気郡和気町保曾	町	1.0	2.0	3.0	27.00
9	池の峠池	和気郡和気町保曾	町	0.8	1.0	3.0	21.00
10	名畑池	和気郡和気町保曾	町	1.0	1.0	7.0	49.00
11	長谷池	和気郡和気町保曾	町	28.0	118.0	13.0	91.00
12	下り松池	備前市吉永町和意谷	町	4.0	16.0	11.0	43.00
13	万能池	備前市吉永町笹目	町	87.0	243.0	12.0	79.00
14	笹池	備前市吉永町和意谷	町	4.0	12.0	9.0	67.00
15	上新池	和気郡和気町木倉	町	4.0	5.0	6.0	50.00
16	バカシ池	和気郡和気町木倉	町	1.0	10.0	11.0	58.00
17	奥林池	和気郡和気町木倉	町	1.0	3.0	8.0	45.00
18	栃谷池	和気郡和気町木倉	町	1.0	1.0	5.0	22.00
19	野边上池	和気郡和気町木倉	町	1.0	1.0	4.0	25.00
20	野辺池	和気郡和気町木倉	町	4.0	2.0	6.0	48.00
21	成道池	和気郡和気町日笠上	町	3.0	16.0	9.0	90.00
22	尾水尾池	和気郡和気町日笠上	町	30.0	88.0	11.0	96.00
23	鎌ヶ谷池	備前市吉永町和意谷	町	13.0	14.0	10.0	53.00
24	上ケ市池	和気郡和気町木倉	町	1.0	7.0	5.0	98.00
25	姿池	和気郡和気町木倉	町	15.0	55.0	9.0	58.00
26	御霜池	備前市吉永町和意谷	町	7.0	10.0	10.0	57.00
27	峠池	和気郡和気町木倉	町	6.0	7.0	5.0	56.00
28	黒ん峠池	和気郡和気町木倉	町	6.0	2.0	6.0	44.00
29	山田池	和気郡和気町木倉	個人	0.3	0.6	4.0	32.00
30	小谷池	和気郡和気町木倉	町	4.0	2.0	6.0	38.00
31	西片山池	和気郡和気町日笠上	町	0.8	1.0	5.0	46.00
32	百町池	和気郡和気町木倉	町	1.0	1.0	5.0	35.00
33	渡瀬池	和気郡和気町木倉	町	15.0	31.0	13.0	82.00
34	片山池	和気郡和気町日笠上	町	1.0	2.0	6.0	36.00
35	丸尾池	和気郡和気町日笠下	町	2.0	9.0	8.0	40.00
36	河本下池	和気郡和気町日笠下	町	2.0	38.4	11.0	47.00
37	河本上池	和気郡和気町日笠下	町	2.0	3.0	6.0	44.00
38	大谷上池	和気郡和気町木倉	町	4.0	2.0	7.0	37.00
39	大谷下池	和気郡和気町木倉	町	4.0	4.0	9.0	47.00
40	南池	和気郡和気町木倉	町	3.0	4.0	6.0	39.00
41	曲池	和気郡和気町木倉	町	4.0	4.0	9.0	49.00
42	大坊上池	和気郡和気町日笠下	町	1.5	2.0	5.0	40.00
43	小和田池	和気郡和気町日笠下	町	7.0	2.0	5.0	54.00
44	新池	和気郡和気町日笠下	町	70.0	158.3	19.0	100.00
45	和意谷池	和気郡和気町吉田	町	65.0	413.0	23.0	88.00

	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (千m ³)	受益面積 (ha)
46	塚ケ内池	和気郡和気町益原	町	6.0	4.0	8.0	40.00
47	才の峠池	和気郡和気町木倉	町	4.0	10.0	5.0	64.00
48	大坊下池	和気郡和気町日笠下	町	1.5	2.0	6.0	30.00
49	十谷上池	和気郡和気町吉田	町	15.0	10.0	7.0	35.00
50	造道池	和気郡和気町益原	町	3.0	5.0	8.0	28.00
51	上見池	和気郡和気町日笠下	町	5.0	25.0	9.0	96.00
52	上見小池	和気郡和気町日笠下	町	1.0	2.0	4.0	45.00
53	十谷下池	和気郡和気町吉田	町	15.0	7.0	8.0	35.00
54	奥田池	和気郡和気町吉田	町	5.0	10.0	5.0	102.00
55	たお池	和気郡和気町田原上	町	3.0	13.0	14.0	49.00
56	落合池	和気郡和気町田原下	町	1.0	6.0	9.0	33.00
57	屋納戸池	和気郡和気町益原	町	0.8	1.0	4.0	58.00
58	百町池	和気郡和気町益原	個人	0.2	0.5	6.0	17.00
59	奥田池	和気郡和気町益原	町	3.0	8.0	6.0	88.00
60	中池	和気郡和気町益原	町	3.0	7.0	5.0	90.00
61	十谷池	和気郡和気町藤野	町	71.0	145.0	14.0	147.00
62	六本上池	和気郡和気町益原	町	11.0	2.0	5.0	56.00
63	奥田小池	和気郡和気町益原	個人	0.1	0.5	5.0	20.00
64	六本下池	和気郡和気町益原	町	11.0	2.0	4.0	49.00
65	新町池	和気郡和気町益原	町	5.0	13.0	6.0	140.00
66	奥池	和気郡和気町吉田	町	14.0	13.0	7.0	84.00
67	開池	和気郡和気町吉田	町	14.0	20.0	7.0	122.00
68	小部池	和気郡和気町吉田	町	1.0	32.0	5.0	181.00
69	西谷池	和気郡和気町吉田	町	3.0	7.0	6.0	75.00
70	枡池	和気郡和気町吉田	町	7.0	16.0	4.0	310.00
71	西池	和気郡和気町吉田	個人	0.4	0.5	4.0	30.00
72	灰部下池	和気郡和気町吉田	町	3.0	2.0	3.0	119.00
73	西谷池	和気郡和気町吉田	個人	0.5	2.0	3.0	30.00
74	西谷大池	和気郡和気町田原下	町	5.0	3.0	4.0	54.00
75	西谷池	和気郡和気町田原下	町	4.0	1.0	2.0	24.00
76	西山下池	和気郡和気町田原下	町	4.0	2.0	3.0	87.00
77	宗堂池	和気郡和気町泉	町	6.0	50.0	9.0	130.00
78	上池	和気郡和気町藤野	町	4.0	7.0	7.0	67.00
79	宿池	和気郡和気町藤野	町	4.0	18.3	5.0	232.00
80	西池	和気郡和気町藤野	町	2.0	1.0	2.0	41.00
81	峠西池	和気郡和気町田原下	町	1.0	2.0	5.0	60.00
82	峠東池	和気郡和気町田原下	町	3.0	3.0	4.0	46.00
83	大池	和気郡和気町本	町	11.0	3.0	6.0	185.00
84	藤原池	和気郡和気町大田原	町	3.0	1.0	4.0	84.00
85	藤原大池	和気郡和気町大田原	町	1.0	7.0	5.0	83.00
86	ひうち池	和気郡和気町本	町	4.0	1.0	2.0	57.00
87	地藏池	和気郡和気町本	町	1.0	1.0	3.0	67.00
88	鉢池	和気郡和気町本	町	1.0	2.0	4.0	125.00
89	稲坪池	和気郡和気町衣笠	町	23.0	105.0	11.0	105.00
90	峠池	和気郡和気町福富	町	4.0	6.0	7.0	107.00
91	南池	和気郡和気町福富	町	1.0	4.0	5.0	60.00
92	峠池	和気郡和気町大中山	町	1.0	11.0	5.0	67.00
93	宿瀬大池	和気郡和気町大中山	町	45.0	75.0	9.0	259.00

	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (千m ³)	受益面積 (ha)
94	宿瀬小池	和気郡和気町大中山	町	45.0	33.0	6.0	128.00
95	初瀬池	和気郡和気町大中山	町	15.0	55.0	8.0	124.00
96	長溝池	和気郡和気町大中山	町	7.0	96.0	16.0	73.00
97	早田池	和気郡和気町清水	個人	0.2	6.0	3.0	40.00
98	新池	和気郡和気町清水	町	3.0	5.0	7.0	84.00
99	三ッ岩池	和気郡和気町清水	町	5.0	40.0	12.0	133.00
100	丸山池	和気郡和気町清水	町	5.0	18.0	7.0	165.00
101	日笠ダム	和気郡和気町保曾	町	251.0	1098.0	39.0	118.00
102	上池	和気郡和気町米澤	町	10.9	7.0	8.0	53.00
103	中池	和気郡和気町米澤	町	10.9	6.0	6.0	61.00
104	大池	和気郡和気町米澤	町	10.9	25.0	12.0	80.00
105	本谷池	和気郡和気町米澤	町	10.9	8.0	12.0	70.00
106	大王池	和気郡和気町米澤	町	10.9	7.0	11.0	48.00
107	新池	和気郡和気町米澤	町	1.0	6.0	6.0	31.00
108	木道池	和気郡和気町米澤	町	14.0	4.0	6.0	68.00
109	寺地池	和気郡和気町米澤	町	0.3	0.5	3.0	35.00
110	片山池	和気郡和気町米澤	町	10.0	23.0	6.0	96.00
111	寺山池	和気郡和気町佐伯	町	0.5	1.5	5.0	39.00
112	宗兵衛池	和気郡和気町父井原	個人	0.1	0.6	3.0	36.00
113	黒知田下池	和気郡和気町父井原	町	1.1	2.5	6.0	50.00
114	大の鼻池	和気郡和気町父井原	個人	0.8	0.2	2.0	36.00
115	父井大池	和気郡和気町父井原	町	9.5	50.0	7.0	112.00
116	高下池	和気郡和気町父井原	町	2.9	6.0	5.0	109.00
117	恥上池	和気郡和気町父井原	町	0.8	4.0	7.0	67.00
118	古池	和気郡和気町父井原	町	10.4	4.0	5.0	72.00
119	峠池	和気郡和気町父井原	町	0.6	2.5	6.0	56.00
120	九十番	和気郡和気町父井原	町	0.6	1.0	6.0	32.00
121	上新池	和気郡和気町父井原	町	7.0	3.0	3.0	35.00
122	下新池	和気郡和気町父井原	町	6.0	14.0	9.0	65.00
123	家奥池	和気郡和気町父井原	町	2.5	20.0	9.0	90.00
124	灰谷池	和気郡和気町父井原	町	2.0	13.0	12.0	43.00
125	大谷上池	和気郡和気町父井原	町	2.0	12.0	8.0	61.00
126	大谷下池	和気郡和気町父井原	町	2.0	3.5	7.0	42.00
127	葛前池	和気郡和気町父井原	町	1.2	3.0	6.0	63.00
128	大岩池	和気郡和気町父井原	町	0.4	1.2	5.0	28.00
129	法曾原池	赤磐市暮田	町	24.8	14.3	10.0	104.00
130	西田の草池	和気郡和気町矢田部	町	8.0	15.0	7.0	101.00
131	東田の草池	和気郡和気町矢田部	町	8.0	6.0	4.0	69.00
132	戸瀬池	和気郡和気町矢田部	町	18.9	40.0	8.0	104.00
133	王両寺池	和気郡和気町宇生	町	44.0	60.0	12.0	100.00
134	登尾池	和気郡和気町宇生	町	23.0	9.0	6.0	105.00
135	金坪池	和気郡和気町宇生	町	1.0	1.8	5.0	41.00
136	後小池	和気郡和気町宇生	町	0.8	0.5	3.0	38.00
137	小和田谷池	和気郡和気町宇生	個人	0.2	0.2	3.0	24.00
138	肥の谷上池	和気郡和気町田賀	個人	0.8	0.1	1.0	17.00
139	肥の谷中池	和気郡和気町田賀	部落又は水利組合	0.7	0.1	2.0	20.00
140	肥の谷下池	和気郡和気町田賀	部落又は水利組合	0.6	0.2	1.0	31.00
141	上池	和気郡和気町田賀	町	25.0	23.0	6.0	80.00

	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (千m ³)	受益面積 (ha)
142	田尻大池	和気郡和気町田賀	町	26.8	161.0	11.0	92.00
143	西奥上池	和気郡和気町田賀	町	2.0	1.5	3.0	23.00
144	西奥池	和気郡和気町田賀	町	2.0	3.5	4.0	40.00
145	森池	和気郡和気町小坂	町	1.5	0.6	3.0	43.00
146	当貫東池	和気郡和気町田賀	個人	0.1	0.1	2.0	18.00
147	一の坂空池	和気郡和気町田賀	個人	0.3	0.1	2.0	12.00
148	当貫池	和気郡和気町小坂	個人	0.6	0.1	2.0	26.00
149	一の佐古池	和気郡和気町小坂	町	1.2	5.0	4.0	41.00
150	二ツ池上	和気郡和気町小坂	町	2.0	3.2	6.0	39.00
151	二ツ池下	和気郡和気町小坂	町	2.0	2.5	6.0	32.00
152	広段池	和気郡和気町小坂	町	0.3	0.2	3.0	36.00
153	才の窪池	和気郡和気町小坂	個人	0.3	0.1	2.0	22.00
154	桑風呂池	和気郡和気町小坂	町	0.6	0.2	4.0	28.00
155	潰池	和気郡和気町田賀	町	7.0	2.5	10.0	41.00
156	牧の池	和気郡和気町小坂	町	5.0	7.0	7.0	45.00
157	名倉奥池	和気郡和気町小坂	町	0.6	0.5	3.0	48.00
158	小池	和気郡和気町小坂	町	3.0	0.7	4.0	33.00
159	上桑池	和気郡和気町小坂	町	0.5	0.4	2.0	49.00
160	中桑池	和気郡和気町小坂	町	0.5	0.4	2.0	51.00
161	下桑池	和気郡和気町小坂	町	0.5	0.1	3.0	24.00
162	大杉池	和気郡和気町小坂	町	3.0	2.0	3.0	65.00
163	大杉東池	和気郡和気町小坂	個人	0.4	0.2	2.0	28.00
164	小才池	和気郡和気町小坂	個人	0.4	0.4	3.0	20.00
165	小才尻西池	和気郡和気町小坂	町	0.5	0.1	3.0	23.00
166	小才尻東池	和気郡和気町小坂	町	0.5	0.1	3.0	17.00
167	丸尾池	和気郡和気町小坂	個人	0.2	0.1	3.0	21.00
168	滝池	和気郡和気町小坂	町	15.0	70.0	11.0	73.00
169	大上池	和気郡和気町小坂	町	0.2	0.3	3.0	26.00
170	小坂上池	赤磐市酌田	町	8.0	10.0	6.0	44.00
171	中池	和気郡和気町小坂	町	8.0	32.0	8.0	83.00
172	金子池	和気郡和気町小坂	町	6.2	17.0	9.0	99.00
173	日方池	和気郡和気町小坂	町	0.6	1.8	3.0	31.00
174	穴尾池	和気郡和気町加三方	町	9.4	2.3	5.0	108.00
175	清門池	和気郡和気町加三方	町	9.4	16.0	8.0	106.00
176	烏池	和気郡和気町小坂	町	2.0	3.8	5.0	67.00
177	谷上池	和気郡和気町加三方	町	0.7	2.0	7.0	63.00
178	片岡池	和気郡和気町小坂	町	1.5	1.5	10.0	44.00
179	新池	和気郡和気町加三方	町	0.4	1.0	4.0	62.00
180	東池	和気郡和気町加三方	町	0.3	0.1	2.0	23.00
181	下池	和気郡和気町加三方	町	3.5	4.0	6.0	78.00
182	三宅中池	和気郡和気町加三方	町	3.5	4.4	8.0	55.00
183	三宅上池	和気郡和気町加三方	町	3.5	1.2	5.0	43.00
184	打の宮池	和気郡和気町加三方	町	1.2	1.0	3.0	42.00
185	鍛冶屋池	和気郡和気町加三方	町	1.4	0.3	3.0	21.00
186	加部大池	和気郡和気町加三方	町	45.0	21.0	14.0	95.00
187	新池	和気郡和気町加三方	町	28.0	2.0	5.0	70.00
188	広谷池	和気郡和気町加三方	町	9.4	1.5	4.0	49.00
189	古屋池	和気郡和気町矢田	町	1.0	0.5	2.0	42.00

	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (千m ³)	受益面積 (ha)
190	佐古谷池	和気郡和気町矢田	町	1.0	0.7	4.0	30.00
191	中池	和気郡和気町岩戸	町	0.5	0.6	5.0	27.00
192	広谷池	和気郡和気町岩戸	町	2.0	5.0	12.0	87.00
193	大開池	和気郡和気町岩戸	町	0.2	0.7	4.0	45.00
194	奥神池	和気郡和気町田土	町	3.0	1.4	4.0	33.00
195	新池	和気郡和気町田土	町	3.0	4.0	4.0	62.00
196	杉池	和気郡和気町田土	町	20.0	53.1	9.0	140.00
197	金比羅池	和気郡和気町田土	町	3.0	2.5	5.0	38.00
198	宇根池	和気郡和気町丸山	町	6.0	9.0	9.0	97.00
199	榎木谷池	和気郡和気町田土	町	4.5	5.0	8.0	129.00
200	戸尻池	和気郡和気町田土	町	4.0	8.3	10.0	63.00
201	西谷池	和気郡和気町田土	町	0.5	1.8	10.0	43.00
202	成林池	和気郡和気町田土	町	5.0	7.0	9.0	63.00
203	小屋尻池	和気郡和気町田土	町	1.4	3.0	5.0	66.00
204	小屋中池	和気郡和気町田土	町	6.4	3.5	7.0	101.00
205	小屋新池	和気郡和気町田土	町	4.5	7.5	11.0	118.00
206	森ノ元池	和気郡和気町田土	町	5.0	5.0	6.0	54.00
207	森ノ元中池	和気郡和気町田土	町	4.5	5.0	9.0	67.00
208	南山池	和気郡和気町田土	町	4.5	1.2	8.0	31.00
209	野山池	和気郡和気町田土	町	0.5	3.0	4.0	43.00
210	鍛冶屋池	和気郡和気町田土	町	2.5	2.5	9.0	31.00
211	荒神池	和気郡和気町田土	町	0.6	3.5	6.0	48.00
212	野竹池	和気郡和気町田土	町	0.5	2.5	6.0	56.00
213	東山池	和気郡和気町田土	町	0.5	2.8	8.0	70.00
214	平池	和気郡和気町田土	町	1.0	2.7	6.0	55.00
215	森久池	和気郡和気町田土	町	0.5	1.8	7.0	48.00
216	三山池	和気郡和気町田土	町	0.3	0.2	2.0	27.00
217	定国池	和気郡和気町田土	町	0.4	0.3	3.0	29.00
218	宮ノ久保池	和気郡和気町丸山	町	2.1	3.0	6.0	51.00
219	ムロヤ池	和気郡和気町丸山	個人	0.3	0.5	4.0	40.00
220	樋ノ口池	和気郡和気町丸山	町	0.8	3.0	6.0	64.00
221	奥田池	和気郡和気町丸山	町	8.6	10.0	7.0	65.00
222	松木峠池	和気郡和気町丸山	町	0.5	3.0	4.0	50.00
223	芝尾池	和気郡和気町北山方	町	10.0	44.0	10.0	109.00
224	和佐田池	和気郡和気町南山方	町	0.3	0.1	2.0	24.00
225	虬田池	和気郡和気町丸山	町	7.0	17.2	7.0	79.00
226	神田池	和気郡和気町奥塩田	町	42.0	50.0	10.0	108.00
227	奥池	和気郡和気町奥塩田	町	18.4	38.0	11.0	82.00
228	胡麻畑池	和気郡和気町奥塩田	町	2.0	1.7	4.0	47.00
229	御池	和気郡和気町奥塩田	部落又は水利組合	2.0	0.2	2.0	23.00
230	風呂双田池	和気郡和気町奥塩田	町	18.4	14.0	6.0	71.00
231	藤屋根池	和気郡和気町奥塩田	町	20.8	7.0	4.0	43.00
232	金田池	和気郡和気町北山方	町	20.8	34.0	9.0	72.00
233	宮の久保池	和気郡和気町北山方	個人	1.2	1.7	5.0	72.00
234	竹ヶ市池	和気郡和気町北山方	町	1.0	0.5	5.0	36.00
235	細田池	和気郡和気町北山方	町	4.0	4.5	7.0	71.00
236	大久保池	和気郡和気町北山方	町	1.2	2.5	6.0	68.00
237	大久保上池	和気郡和気町北山方	個人	1.2	0.6	5.0	38.00

	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量 (千m ³)	受益面積 (ha)
238	大虫小池	和気郡和気町北山方	町	2.0	0.2	2.0	15.00
239	大虫池	和気郡和気町北山方	町	2.0	7.0	9.0	56.00
240	井の奥池	和気郡和気町北山方	町	1.5	2.5	5.0	47.00
241	畑の池	和気郡和気町北山方	町	2.0	0.2	2.0	23.00
242	惣田池	和気郡和気町北山方	町	3.0	24.0	10.0	103.00
243	鍛冶山池	和気郡和気町北山方	町	4.0	2.5	7.0	58.00
244	宮田池	和気郡和気町北山方	町	8.0	54.0	8.0	63.00
245	高松池	和気郡和気町北山方	町	8.0	4.0	7.0	67.00
246	河原池	和気郡和気町苦木	町	4.8	4.0	6.0	82.00
247	矢迫池	和気郡和気町北山方	町	10.0	80.0	10.0	156.00

資料5 水防倉庫及び水防資機材

1 県管理水防倉庫所在地

県民局名：東備地域事務所

水防倉庫名：和気

所在地：和気郡和気町和気 487-2

2 水防資機材一覧

品名	数量	品名	数量	品名	数量
麻袋		天びん棒		斧	1
土のう	10,000	鎌	3	バイスケ	
杭（本）	900	ナタ	2	チェーン	
丸太（本）	26	スコップ	30	ミツメ鍬	
筵（枚）	50	鋤鍊	40	タコ	
縄（巻）		唐鍬	10	シート	161
ロープ（m）	300	ツルハシ	6	とび口	
鉄線（kg）	10	鋸	2	こも	
カスガイ		ペンチ	2	一輪車	
掛矢	4	ハンマー	2		

岡山県地域防災計画 資料編

資料6 地域災害医療センター

岡山県の災害拠点病院一覧表

（平成 24 年 4 月現在）

区分	医療機関名	所在市町村	備考
基幹災害医療センター	総合病院岡山赤十字病院	岡山市北区	
地域災害医療センター	岡山済生会総合病院	岡山市北区	県南東部
〃	国立病院機構岡山医療センター	岡山市北区	〃
〃	岡山大学病	岡山市北区	〃
〃	川崎医科大学附属病院	倉敷市	県南西部
〃	倉敷中央病院	倉敷市	〃
〃	高梁中央病院高梁病院	高梁市	高梁・新見
	総合病院落合病院	真庭市	真庭
	津山中央病院	津山市	津山・英田

資料7 避難施設

1 指定緊急避難場所一覧

	名称	所在地	収容人数	築年	備考
1	室原コミュニティハウス	保曽 1023-3	20	S53	
2	岸野コミュニティハウス	保曽 420-2	30	S52	
3	日笠上コミュニティハウス	日笠上 905-3	20	H9	
4	日笠下コミュニティハウス	日笠上 86-1	50	S58	
5	木倉コミュニティハウス	日笠下 37-2	20	S59	
6	働コミュニティハウス	吉田 1883-2	30	S51	
7	吉田コミュニティハウス	吉田 1117	30	S55	
8	奴久谷・飼葉コミュニティハウス	吉田 186-1	40	S56	
9	藤野児童館	藤野 1725	50	S60	
10	田ヶ原コミュニティハウス	藤野 771-1	30	S53	
11	宿北コミュニティハウス	藤野 220	30	S54	
12	泉コミュニティハウス	泉 284-1	30	S52	
13	大田原コミュニティハウス	大田原 87-3	30	S50	
14	県住集会所	泉 250	30	S45	
15	清水コミュニティハウス	清水 251-2	20	H1	
16	大中山コミュニティハウス	大中山 366	50	H2	
17	稲坪コミュニティハウス	衣笠 491-2	30	S57	
18	入田コミュニティハウス	衣笠 74-5	30	H3	
19	森コミュニティハウス	衣笠 766-2	30	S60	
20	西森教養館	衣笠 928-5	40	S46	
21	福富コミュニティハウス	福富 260-2	30	S56	
22	駅前公会堂	福富 621-1	30	S46	
23	宮田コミュニティハウス	尺所 204	30	H12	
24	旧日笠小学校	日笠上 222	243	S60	指定避難所兼
25	日笠地区公民館	日笠上 86-1	63	S47	指定避難所兼
26	旧日笠幼稚園	日笠上 86-1	50	S53	
27	和気小学校	藤野 429	260	S55	指定避難所兼
28	和気にこにこ園	藤野 463	80	H29	
29	和気中学校	泉 375-1	435	H16	指定避難所兼
30	藤野会館	藤野 1731	120	H26	指定避難所兼

	名称	所在地	収容人数	築年	備考
31	本荘小学校	衣笠 550	260	S53	指定避難所兼
32	本荘にこにこ園	衣笠 570	100	H29	
33	和気町子育てふれあいセンター	衣笠 603	50	S59	
34	中央公民館	尺所 7-1	97	S45	
35	和気閑谷高等学校	尺所 15	590 (屋外 5,000)	S56 以前	
36	本荘地区公民館	衣笠 603	142	H9	指定避難所兼
37	旧和気小学校	和気 199	260	S56	指定避難所兼
38	和気地区館分館	和気 204	50	S57	
39	和気地区公民館	和気 196	118	S59	指定避難所兼
40	旧石生小学校 (球志館)	本 727-2	260	S56	指定避難所兼
41	旧石生幼稚園	田原下 1518	50	S52	
42	石生地区公民館	本 1156	85	S61	指定避難所兼
43	尺所コミュニティハウス	尺所 532	50	S55	
44	性司コミュニティハウス	尺所 285-1	20	S63	
45	日室コミュニティハウス	日室 48-1	30	H2	
46	日室台コミュニティハウス	日室 526-35	30	S53	
47	ヴィレッジハウス集会所	衣笠 831-2	40	S53	
48	益原コミュニティハウス	益原 486-1	30	S62	
49	曾根コミュニティハウス	和気 498	20	S50	
50	田原上コミュニティハウス	田原上 160-1	50	S57	
51	田原下コミュニティハウス	田原下 701-1	50	H12	
52	原コミュニティハウス	原 305	20	S58	
53	本コミュニティハウス	本 617-4	50	S63	
54	坂本老人いこいの家	藤野 1623	20		
55	由加神社	大田原 438	50		
56	和気町役場本庁舎	尺所 555	1,000	S60	指定避難所兼
57	法泉寺	益原 466	70		
58	本成寺	和気 53	70		
59	田原上県住宅供給公社用地	田原上 1525-10	300 (屋外)		
60	苦木公民館	苦木 299-2	20	S10 頃	
61	佐伯庁舎分館	矢田 308-1	100	S48	指定避難所兼
62	佐伯老人福祉センター	矢田 311-1	100	S52	指定避難所兼

	名称	所在地	収容人数	築年	備考
63	旧山田小学校	岩戸 799	300	S55	指定避難所兼
64	ロマンツェ	南山方 144-15	100	S56	指定避難所兼
65	津瀬公民館	津瀬 134	15	S55	
66	米澤公民館	米澤 181-2	50	S23	
67	佐伯公民館	佐伯 409-1	50	S40	
68	父井原コミュニティセンター	父井原 761-2	40	H15	
69	矢田部公民館	矢田部 383-2	30	S56	
70	宇生コミュニティハウス	宇生 312	40	H14	
71	田賀公民館	田賀 259-3	20	H26	
72	小坂コミュニティハウス	小坂 560-2	40	H12	
73	加三方公民館	加三方 509-4	30	S56 以前	
74	矢田公民館	矢田 553-1	50	S61	
75	天瀬公民館	岩戸 87-1	30	H6	
76	下田土公民館	田土 2044	30		
77	片倉公民館	丸山 26-1	10	S55	
78	南公民館	南山方 376-2	30		
79	本谷公民館	北山方 2060-1	30	S56 以前	
80	奥塩田公民館	奥塩田 1727-2	30	H8	
81	塩田コミュニティハウス	塩田 113-11	30	H19	
82	学び館「サエスタ」	父井原 430-1	800	H10	指定避難所兼
83	大正園	佐伯 467	300 (屋外)		
84	米澤コミュニティ広場	米澤 486-1	200 (屋外)		
85	桃谷順天館	米澤 629-1	200 (屋外)	H8	
86	原コミュニティハウス	父井原 294-2	20	H4	
87	小原コミュニティハウス	父井原 2041-2	15	H3	
88	加賀知田公民館	田賀 1013	20	H5	
89	大方コミュニティハウス	加三方 797-1	15	S55	
90	加茂神社	加三方 205	10 (屋外 50)		
91	長楽団地集会所	矢田 980-1	30	S62	
92	田土消防機庫	田土 1745-3	10		
93	大畑集会所	田土 704	10		
94	大岩公民館	丸山 580-1	10		

	名称	所在地	収容人数	築年	備考
95	延原公民館	南山方 855	15		
96	棚田の館	奥塩田 953-2	20	H9	
97	囲炉裏の館	奥塩田 1860-3	20	H6	
98	金田公民館	北山方 601-3	20	S51	
99	苦木駅舎跡	苦木 435-2	50 (屋外)		
100	和気町体育館	福富 312-1	400	H5	指定避難所兼
101	佐伯小学校	米澤 713	100	S56	指定避難所兼
102	和気鶴飼谷温泉	益原 666-1	40	H7	指定避難所兼

2 指定避難所一覧

	収容地区	災害種別			名称	収容人数
		地震	洪水	土砂		
1	日笠	○	○	○	旧日笠小学校	243
2			○	○	日笠地区公民館	63
3	藤野	○	○	○	和気中学校	435
4		○	○	○	和気小学校	260
5		○	○	○	和気町役場本庁舎	1,000
6		○	○	○	藤野会館	120
7	本荘	○	○	○	和気町役場本庁舎	1,000
8		○	○	○	本荘小学校	260
9		○	○	○	本荘地区公民館	142
10		○		○	和気町体育館	400
11	和気	○	○	○	旧和気小学校	260
12		○	○	○	和気地区公民館	118
13		○	○	○	和気鵜飼谷温泉	
14	石生	○	○	○	旧石生小学校（球志館）	260
15		○	○	○	石生地区公民館	85
16	佐伯・昭和	○	○	○	学び館「サエスタ」	800
17		○	○	○	佐伯小学校	100
18	山田	○	○	○	旧山田小学校	300
19			○	○	佐伯庁舎分館	100
20			○	○	佐伯老人福祉センター	100
21			○	○	ロマンツェ	100
22	塩田	○	○	○	学び館「サエスタ」	800
23			○	○	佐伯庁舎分館	100
24			○	○	佐伯老人福祉センター	100

3 福祉避難所一覧

旧町	種別	名称	所在地	電話
佐伯町	福祉避難所	特別養護老人ホームひまわり園	佐伯 158	88-9088
和気町	福祉避難所	特別養護老人ホーム和気広虫荘	和気 108	93-1255
和気町	福祉避難所	特別養護老人ホーム和気えんじゅの里	衣笠 834-1	92-0018
和気町	福祉避難所	障害者支援施設 しずたに	日笠下 1613-5	92-1155
和気町	福祉避難所	閑谷福祉会地域ホーム	日笠下 513-1	92-5575
和気町	福祉避難所	グループホーム もみじの里	日笠下 631	92-9180
佐伯町	福祉避難所	障害者支援施設 ぼれぼれ	小坂 1273-7	88-9777
和気町	福祉避難所	藤工房 生活介護棟	藤野 1025-2	93-3898
和気町	福祉避難所	藤の里地域生活ホーム わけホーム	和気 430-2	93-3898

4 要配慮者関連施設

旧町	事業所名	所在地	電話	浸水 想定 区域 内	土砂 災害 警戒 区域 内
<通所介護・通所リハビリ>					
和気町	老人保健施設エスペランスわけ	和気 265	93-1001	○	
和気町	平病院通所リハビリステーションひまわり	尺所 438	93-1305	○	
和気町	恒次整骨院デイサービスセンター	福富 610-2	93-3461	○	
和気町	小谷医院通所介護事業所なごみ	和気 480	93-0555	○	○
和気町	ハーモニーケアセンター	藤野 80	93-1538		
和気町	和気町デイサービスセンター	益原 666-1	92-1188		
和気町	デイサービスみどり	田原下 795-1	93-1817	○	
和気町	デイサービスセンターからんこえ	益原 212-5	93-2221		
佐伯町	渋藤医院	父井原 434-1	88-0023	○	
佐伯町	幸生デイサービスセンター	佐伯 368-1	88-9211	○	○
佐伯町	ひまわり園デイサービスセンター	佐伯 158	88-9088	○	
<居宅介護支援>					
和気町	ケアプランサービスわけ居宅介護支援事業所	和気 266-1	92-2788	○	
和気町	平病院指定居宅介護支援事業所	尺所 438	93-1158	○	

和気町	居宅介護支援センター ハーモニー	藤野 80	93-1538		
和気町	ケアプランサービスふくふく	田原下 936			○
佐伯町	幸生居宅介護支援事業所	佐伯 368-1	88-9211	○	○
＜小規模多機能型居宅介護＞					
和気町	小規模多機能型居宅介護 和が家	和気 266-1	93-1001	○	
＜訪問介護＞					
和気町	ヘルパーステーションわけ訪問介護事業所	衣笠 492-2	92-2777		
和気町	平病院訪問介護サービス	尺所 438	93-1366		
和気町	ヘルパーステーション ハーモニー	藤野 80	93-1538		
和気町	ヘルパーステーション みどり	田原下 1083	93-1993		
和気町	ホームヘルプサービスもみじの里	益原 681-1	93-2568	○	
和気町	ヘルパーステーション 中山の里	大中山 1551-8	92-9200		○
和気町	ニチイケアセンター和気	衣笠 959-1	92-0601		
佐伯町	幸生ヘルパーステーション	佐伯 368-1	88-9211	○	○
佐伯町	ヘルパーステーション佐伯	父井原 434-1	88-0023	○	
＜短期入所生活介護＞					
和気町	和気広虫荘短期入所生活介護事業所	和気 108	93-1255	○	○
和気町	特別養護老人ホーム 和気えんじゅの里	衣笠 834-1	92-0018	○	
佐伯町	特別養護老人ホーム ひまわり園	佐伯 158	88-9088	○	
＜短期入所療養介護・介護老人保健施設＞					
和気町	老人保健施設 エスペランスわけ	和気 265	93-1001	○	
＜訪問リハビリ＞					
和気町	医療法人紀典会 北川病院	和気 277	93-1141	○	
和気町	平病院	尺所 438	93-1155		
佐伯町	渋藤医院	父井原 434-1	88-0023	○	
＜訪問看護＞					
和気町	平病院訪問看護	尺所 438	93-1155		
＜認知症対応型共同生活介護（グループホーム）＞					
和気町	グループホーム アネシス	和気 266-1	93-1711	○	
和気町	グループホーム ひろむし	和気 108	93-1288	○	
和気町	グループホーム あぐり	日室 124-1	92-9880		
和気町	グループホーム もみじの里	日笠下 631	92-9180		
佐伯町	グループホーム 佐伯	父井原 434-5	89-3233	○	

＜介護老人福祉施設＞					
和気町	特別養護老人ホーム 和気広虫荘	和気 108	93-1255	○	
和気町	特別養護老人ホーム 和気えんじゅの里	衣笠 834-1	92-0018	○	
佐伯町	特別養護老人ホーム ひまわり園	佐伯 158	88-9088	○	
＜介護療養医療院＞					
和気町	北川病院	和気 277	93-1141	○	
＜ケアハウス＞					
和気町	ケアハウスわけ	和気 116	93-1688		
佐伯町	ケアハウスひまわり園	佐伯 158	88-9088	○	
＜養護老人ホーム＞					
和気町	藤見苑	藤野 1025	93-1530		○
＜住宅型有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅＞					
和気町	アヴィラージュ和気壱番館	衣笠 492-2	92-1020		
和気町	中山の里	大中山 1551-8	92-9200		○
和気町	長寿庵いわぶ	田原下 795-1	93-1817	○	
和気町	アイ・ケアホーム益原	益原 212-5	93-2221		
佐伯町	ルピナス佐伯	父井原 434-2	88-1612	○	
＜障害福祉サービス＞					
和気町	閑谷ワークセンター・わけ	益原 681-1	93-0755	○	
和気町	ホームヘルプサービスもみじの里	益原 681-1	93-2556	○	
和気町	和気町デイサービスセンター	益原 666-1	92-1188		
和気町	閑谷福祉会地域ホーム	日笠下 513-1	82-5575		
和気町	しずたに	日笠下 1613-5	92-1155		○
和気町	閑谷デイサポート・わけ	日笠上 72	92-9250		
和気町	藤工房	藤野 1025	93-3898		○
和気町	サポートセンター藤	藤野 1025-2	93-3898		○
和気町	藤の里地域生活ホーム	泉 236	93-3898		
和気町	東備地域生活支援センター	和気 702	93-2565		
和気町	マヤファーム	本 159-1	92-4061	○	
和気町	ヘルパーステーションみどり	田原下 1083	93-1993		
和気町	ニチイケアセンター和気	衣笠 959-1	92-0601	○	
和気町	ラベンダーヘルパーステーション	尺所 245-1	93-2169	○	
佐伯町	ぼれぼれ	小坂 1273-7	88-9777		
佐伯町	幸生ヘルパーステーション	佐伯 368-1	88-9211	○	○

<子育て支援拠点事業>					
佐伯町	佐伯子育て支援センター	矢田 410-3	88-1158	○	
和気町	和気子育て支援センター	益原 681-1	92-0754	○	
<にこにこ園>					
和気町	和気にこにこ園	藤野 463	93-1571		
和気町	本荘にこにこ園	衣笠 570	93-0324		
佐伯町	佐伯にこにこ園	矢田 418-1	88-1318	○	
<小学校>					
和気町	和気小学校	藤野 429	93-1504		
和気町	本荘小学校	衣笠 550	93-0113		
佐伯町	佐伯小学校	米澤 713	88-0242	○	
<中学校>					
和気町	和気中学校	泉 375-1	93-1551		
佐伯町	佐伯中学校	矢田 223	88-1319	○	

資料 8 気象予報及び警報の種類と発表基準等

1 気象注意報の種類及び発表基準

気象現象が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を促すために発表するものである。

注意報の種類		概要及び発表基準
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 ・雨量基準：3時間雨量70mm以上になると予想される場合 ・土壌雨量指数基準：88以上になると予想される場合
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 ・雨量基準：3時間雨量70mm以上になると予想される場合 ・流域雨量指数基準：吉井川流域41以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上になると予想される場合
	強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
	風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときで、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	「なだれ」により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次のいずれかの条件に該当する場合である。 ・積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ・積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が12℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合 ※気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上で、気温が-1℃から3℃になると予想される場合
	霜注意報	霜により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が2℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときで、次の条件に該当する場合である。 岡山地方気象台において、最低気温が-3℃以下になると予想される場合	

2 気象警報の種類及び発表基準

気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を促すために発表するものである。

警報の種類		概要及び発表基準
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 ・雨量基準：3時間雨量100mm以上になると予想される場合 ・土壌雨量指数基準：110以上になると予想される場合
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。 具体的には、次のいずれかの条件に該当すると予想される場合である。 ・雨量基準：3時間雨量100mm以上になると予想される場合 ・流域雨量指数基準：吉井川流域58以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地で60cm以上になると予想される場合
	暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
- 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。

3 気象特別警報の種類及び発表基準

暴風、大雨等が原因で重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想されるとき、岡山地方気象台が特別な警戒を促すため発表するものである。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

資料9 火災気象通報及び火災警報の発表基準

1 火災気象通報

【火災気象通報の基準】

区分	南 部	北 部
1	実効湿度が60% [×] 以下で、最小湿度が35% [×] 以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。	実効湿度65% [×] 以下で、最小湿度が40% [×] 以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
2	実効湿度が55% [×] 以下で、最小湿度が30% [×] 以下となる見込みのとき。	実効湿度が60% [×] 以下で最小湿度が35% [×] 以下となる見込みのとき。
3	平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しない。	平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しない。

(注) 1 ×印は、岡山地方気象台（南部）及び津山特別地域観測所（北部）における値とする。

2 実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表わすものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表わすものである。

3 区域細分は、予報及び警報等の対象区域細分の一次細分区域とする。

2 火災警報

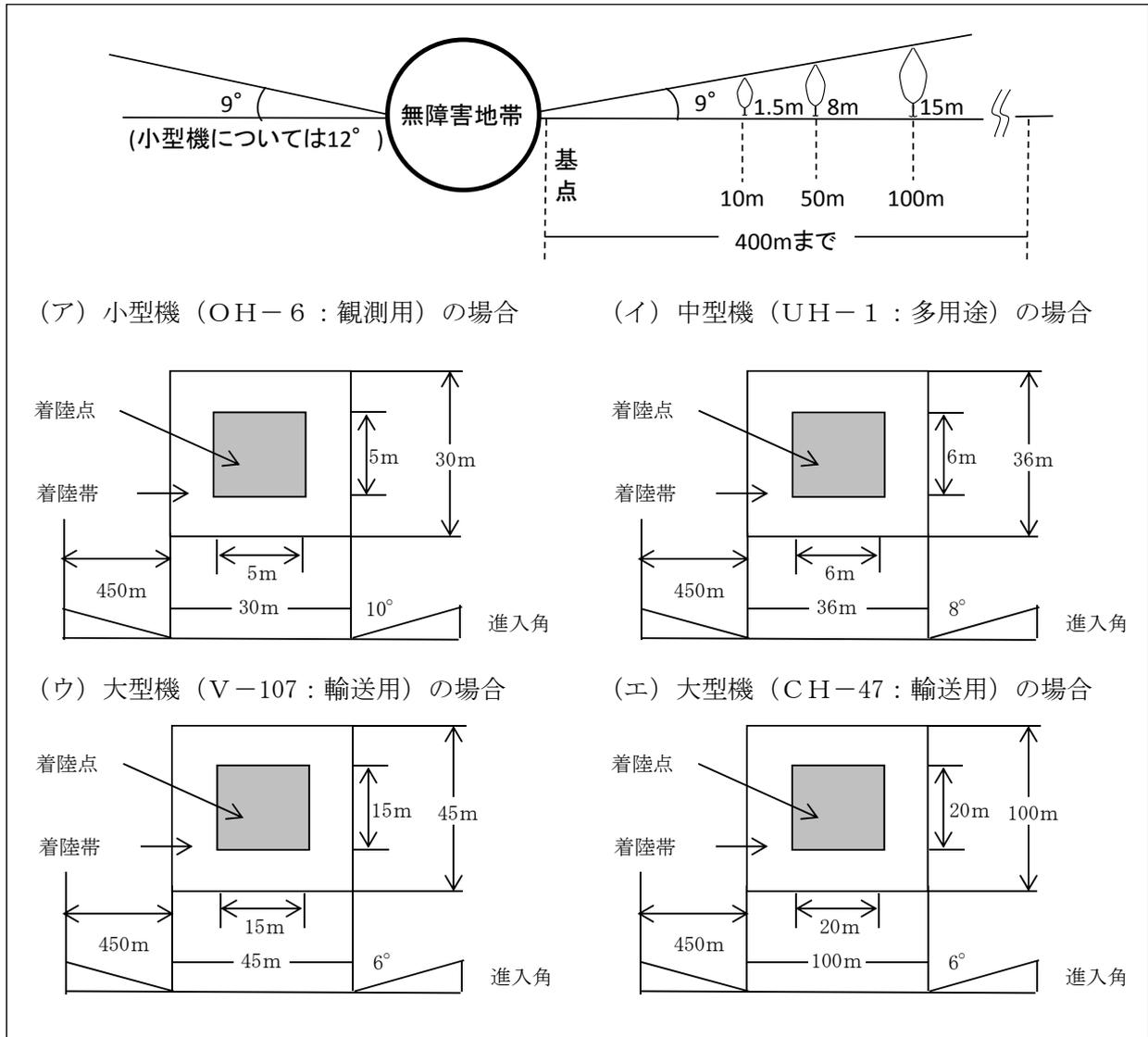
市町村長（消防組合管理者）が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

【火災警報発令基準〔市町村条例で地域の実情に応じ規程〕】

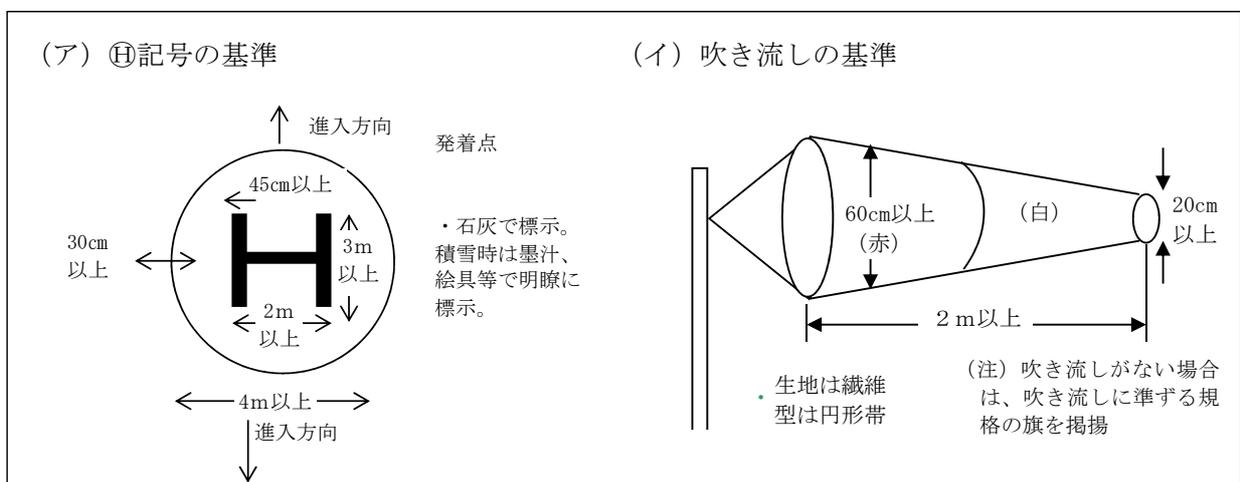
区分	気 象 状 況 の 基 準	
1	実 効 湿 度	50%以下
	最 小 湿 度	30%以下
2	実 効 湿 度	60%以下
	最 小 湿 度	40%以下
	最 大 風 速	7mを超えるとき
3	平 均 風 速	10m/s以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき

資料10 ヘリコプターによる災害派遣

1 着陸地点及び無障害地帯の基準



2 着陸地点基準記号



3 ヘリコプター離発着場

No.	名称	所在地	種別	土質	散水	影響度	最大機種	最大機数	照明
1	和気町吉井川河川公園	和気町田原下及び原地内	一般	真砂土	要	小	CH-47	10	無
2	和気ヘリポート	和気町和気字中須先	一般	アスファルト	不要	無	CH-47	2	防犯用
3	和気町佐伯グラウンド	和気町佐伯父井原1155	緊急	真砂土	要	小	B-412	1	競技用
3	和気町三保高原リゾート	和気町田土2900-5	一般	芝	不要	無	CH-47	6	無
4	佐伯吉井川右岸河川敷	和気町佐伯278-1先	一般	草地	不要	無	CH-47	6	無
5	佐伯吉井川左岸河川敷	和気町佐伯278-1先	一般	草地	不要	無	CH-47	3	無

岡山県地域防災計画 資料編

※影響度：散水をしなかった場合、周囲又はヘリに与える影響の度合い

機体の大きさ：CH-47>B-412>BK117

最大機数：防災機（B-412, BK117）が駐機出来るおおむねの数

様式

様式 1 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況

様式 1-1 災害発生通報（災害発生時）

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名 _____

第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	
							一部損壊	棟	世帯	
							床上浸水	棟	世帯	
							床下浸水	棟	世帯	
					非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟	
						公共建物半壊	棟	その他全壊	棟	
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分						
			解散	年 月 日 時 分						
	<p>○避難の勧告・指示の状況</p> <p>種 別 : 自主・勧告・指示</p> <p>勧告等の日時 : 年 月 日 時 分</p> <p>対象地区等 :</p> <p>対象人員 : 世帯 人</p> <p>○避難所の設置状況</p> <p>開設避難所名 :</p> <p>○対応状況</p>									
その他										

様式 1-2 災害速報（即報・確定報告）

災 害 速 報

市町村名				区 分			被 害
災 害 名	災害名			田	流失・埋没	ha	
	報 告 番 号	第 報			冠 水	ha	
報告者名		年 月 日 時現在		畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
				文教施設		棟	
				病 院		棟	
				道 路		箇所	
				橋 梁		箇所	
				河 川		箇所	
				海 岸		箇所	
				港 湾		箇所	
				漁 港		箇所	
				砂 防		箇所	
				下 水 道		箇所	
				都市公園等		箇所	
				清掃施設		棟	
				崖くずれ		箇所	
				鉄道不通		箇所	
				被害船舶		隻	
				水 道		戸	
				電 話		回線	
				電 気		戸	
				ガ ス		戸	
				ブロック塀等		箇所	
				り災世帯数		世帯	
				り災者数		人	
				火災発生	建 物	件	
					危 険 物	件	
					そ の 他	件	
被 非 害 住 家 家	公共建物		棟				
	そ の 他		棟				

区 分		被 害		災 害 等 對 策 本 部 の 設 置 状 況	都 道 府 県					
公立文教施設	千円					市 町 村	設置日時	日	時	分
農林水産業施設	千円				解散日時		日	時	分	
公共土木施設	千円				災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名		適用日時	日	時	分
その他の公共施設	千円						計	団体		
小 計	千円						消防職員出動延人数	人		
公共施設被害市町村数	団体						消防団員出動延人数	人		
そ の 他	農林被害	千円								
	林業被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
	その他	千円								
被害総額		千円								
備 考	災害発生場所 : 災害発生年月日 : 年 月 日 災害の種類概況 : 応急対策の状況 消防、水防、救急・救助等の消防機関の活動状況 避難準備情報の発令及び避難勧告・指示の状況 避難所の設置状況 [自主 : 日 時 人] [勧告 : 日 時 人] [合計人数 人] [指示 : 日 時 人] 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況 自衛隊の派遣要請及び出動状況 要請 : 日 時 分 災害ボランティアセンター設置状況及びボランティア活動状況その他関連事項 設置 : 日 時 (設置場所) 区分 : 災害ボランティアコーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物危険度判定、その他 その他関連事項									

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。)以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

被害区分	判定基準
病院	病院、診療所等のうち、入院施設を有する医療機関とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊するなど応急修理が必要なものとする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
漁港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
都市公園等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		判定基準
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産作業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公立施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の状況		避難判断基準及び災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第60条の規定により、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。

様式2 人的被害・住家被害

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分	
発信機関		受信機関		
発信者名		受信者名		
内 容				
発 生	日 時	日 時 分		
	場 所			
	原 因			
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷		
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)		
	住 所			
	収 容 先			
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)			
住 宅 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水
	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人
	応急対策の状況			

様式3 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の 種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		

様式4 公共施設被害

公 共 施 設 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水槽・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他()		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

様式5 商工関係被害

商 工 関 係 被 害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は、事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は、計上しないこと。(様式6に計上すること。)

様式6 観光関係被害

観 光 関 係 被 害 (第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県営施設被害関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式 7 林野火災被害

林 野 火 災 即 報 第 報 平 成 年 月 日 時 分 現 在

送 り 先	岡山県消防防災課 fax 086-225-4659 岡山市消防局 消防情報通信センター fax 086-231-2011		即 報 理 由 い ず れ か に ○	<ul style="list-style-type: none"> ・焼損面積 1ha 以上 ・消防隊が進入困難な地域で消防ヘリでの消火が必要 ・火勢・地形・気象等の状況から急激な拡大を予測 ・離島で火災発生 ・人命救助の必要性・住宅等への延焼の危険がある 		発 信 元	消 防 本 部 (非 常 備 町) 名				
	その他	本部		市町村	連絡責任者 職 氏 名			連 絡 電 話 方 法	電話 ファクシミリ		
火 災 の 状 況	出 火 場 所	(地図添付)		消 火 活 動	出 動 人 員	消 防 職 員	人	消 防 団 員	人	そ の 他	人
	出 火 日 時	月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)		月 日 時 分	機 材 等	常 備 消 防	ポンプ車 台・小型 台・その他 台			
	(覚 知 日 時)	月 日 時 分	鎮 火 日 時		月 日 時 分		消 防 団	ポンプ車 台・小型 台・その他 台			
						計	ポンプ車 台・小型 台・その他 台				
	焼損面積	ha (時 分現在)		応 援 の 必 要 性	現場指揮本部長の判断 (日 時 分現在)						
	※現在の火勢状況				消防ヘリコプターの応援 (該当に○)				受 援 中		
現 場 指 揮 本 部	設 置 時 間	日 時 分		<ul style="list-style-type: none"> ・現有消防力で鎮圧可 ・未定 ・要請の可能性有 				受 援 中			
	設 置 場 所			他本部・他市町村(消防団)の応援 (該当に○)				受 援 中			
	本 部 長 名			<ul style="list-style-type: none"> ・現有消防力で鎮圧可 ・未定 ・要請の可能性有 							
	連 絡 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・消防無線 () ・携帯電話 (TEL) ・直通電話 (TEL) 									
後 方 支 援 本 部	設 置 時 間	日 時 分		死 傷 者 等	死 者 名						
	設 置 場 所				負 傷 者 名						
	本 部 長 名										
	連 絡 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・消防無線 () ・携帯電話 (TEL) ・直通電話 (TEL) 									

条例等

条例 1 和気町防災会議条例

○ 和気町防災会議条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、和気町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 和気町地域防災計画(水防計画を含む。)を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 和気町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、和気町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岡山県警察の警察官のうちから和気町長が任命する者
 - (2) 和気町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
- 6 前項の委員の定数は、10 人とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、和気町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから和気町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償に関しては、和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年和気町条例第42号)の定めるところによる。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

条例 2 和気町災害対策本部条例

○ 和気町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、和気町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

条例3 和気町災害対策本部規程

○ 和気町災害対策本部規程

平成 18 年 3 月 1 日

訓令第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、和気町災害対策本部条例(平成 18 年和気町条例第 20 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、和気町災害対策本部(以下「町本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町本部は、町内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

第 3 条 町本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) 災害時の公安警備に関すること。
- (5) その他防災に関すること。

(組織)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により、町本部に別に定める部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため、別に定める班を置く。
- 3 部に部長及び次長を置き、班に班長を置く。

(副本部長)

第 5 条 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

(部長、次長及び班長)

第 6 条 部長、次長及び班長は、それぞれ別に定める職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命を受け、別に定める所管事項を掌理する。

3 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(班員)

第7条 班に別に定める班員を置く。

2 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部連絡員)

第8条 部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部長が指名する。

3 本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する事務に従事する。

4 本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により所定の場所に常駐するものとする。

(本部会議)

第9条 町本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、各部長及び次長をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。

3 本部長は、必要があるときは、班長その他災害に関係のある者を本部会議に参加させることができる。

(活動開始)

第10条 防災活動業務を開始するため町本部が設置されたときは、関係の各部各班は、直ちに非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。ただし、災害の程度により特に必要と認める者のみをもって活動を行うことができる。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第11条 部長及び班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。

(情報及び被害状況等の報告)

第12条 部長及び班長は、関係機関から災害に関する情報又は被害の状況の報告を受けたときは、総務部総務班長に連絡するものとする。

(班長及び班員の心構え)

第13条 班長及び班員は、勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかななければならない。

第 14 条 各部、各班は、非常災害の場合機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第 15 条 各部、各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第 16 条 この訓令に定めるもののほか、本部について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 45 号)

(施行期日)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年訓令第 1 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略

条例 4 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例

○ 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 107 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 補則(第 16 条・第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が、令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

- 第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

- 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

- 第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付け限度額)

- 第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

被害の種類及び程度	限度額(円)
① 世帯主の1箇月以上の負傷	1,500,000
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊(エの場合を除く。)	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000

③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ③のイの場合	3,500,000

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(支給審査委員会の設置)

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

第5章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐伯町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年佐伯町条例第39号)又は和気町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年和気町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例5 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○ 和気町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月1日

規則第50号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)
- 第5章 補則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、和気町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年和気町条例第107号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所・氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該町長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、延滞利子の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

協定等

和気町協定一覧

1	名称	災害時における物資供給に関する協定	H18
	締結先事業所	NPO法人 コメリ災害対策センター	
	応援内容	災害時物資の供給	
2	名称	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	H18
	締結先事業所	マックスバリュ西日本(株)	
	応援内容	食糧・生活物資の供給	
3	名称	災害時における避難施設利用に関する協定	H18
	締結先事業所	岡山県立 和気閑谷高等学校	
	応援内容	避難施設利用	
4	名称	災害時における防災協力に関する協定	H22
	締結先事業所	和気町建設業協会	
	応援内容	建設機械の応援出動等の協力	
5	名称	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	H23
	締結先事業所	中国電力株式会社 岡山東営業所	
	応援内容	停電の復旧見込み・時刻等の情報提供	
6	名称	災害時相互応援に関する協定	H24
	締結先事業所	八尾市	
	応援内容	人的・物的救援	
7	名称	災害時相互応援に関する協定	H24
	締結先事業所	宇佐市	
	応援内容	人的・物的救援	
8	名称	和気町福祉避難所協定	H26
	締結先事業所	特別養護老人ホーム ひまわり園	
	応援内容	福祉避難施設利用	
9	名称	和気町福祉避難所協定	H26
	締結先事業所	和気広虫荘	
	応援内容	福祉避難施設利用	

1 0	名称	災害時相互応援に関する協定	H26
	締結先事業所	徳島県石井町	
	応援内容	人的・物的救援	
1 1	名称	原子力災害時等における広域避難に関する協定	H26
	締結先事業所	岡山県、島根県	
	応援内容	受入地区：安来市 宇賀荘・宇波 地区 受入人数：1,850 人	
1 2	名称	災害時における行政書士業務相談に関する協定書	H27
	締結先事業所	岡山県行政書士会	
	応援内容	災害時の行政書士業務に関する相談業務の体制確保と実施	
1 3	名称	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	H27
	締結先事業所	特別養護老人ホーム和気えんじゅの里	
	応援内容	災害発生時における、福祉避難所の設置運営に関する協力	
1 4	名称	災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	H28
	締結先事業所	ゴダイ株式会社	
	応援内容	災害時の災害救助用物資の供給及び運搬	
1 5	名称	和気町と認定特定非営利法人AMD Aとの連携協力に関する協定書	H28
	締結先事業所	認定特定非営利法人AMD A	
	応援内容	災害支援活動・地域振興・人材育成の推進	
1 6	名称	災害時等におけるドローンによる情報収集に関する協定書	H29
	締結先事業所	日本防災士会岡山県支部	
	応援内容	災害現場等において、情報収集活動等のためドローンの出動	
1 7	名称	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	H29
	締結先事業所	公益社団法人岡山県柔道整復師会	
	応援内容	避難所での応急処置、柔道整復術（整骨等）の施し	
1 8	名称	災害発生時における和気町と郵便局の協力に関する協定	H29
	締結先事業所	日本郵便局株式会社 和気郵便局	
	応援内容	避難所への臨時郵便ポスト設置や郵便物の配達、避難者情報の相互提供など	
1 9	名称	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	H29
	締結先事業所	株式会社ゼンリン 岡山営業所	
	応援内容	災害対策本部を設置したときの、和気町の地図製品等の供給及び利用	

20	名称	超高密度気象観測システムPOTEKAの設置及び運用に関する協定	H29
	締結先事業所	株式会社 千代田組	
	応援内容	超高密度気象観測システムPOTEKAの設置・運用	
21	名称	災害時における支援協力に関する協定書	H30
	締結先事業所	株式会社 Future Dimension Drone Institute	
	応援内容	ドローンを用いた災害対応に必要な映像・画像等の情報収集や住民の安全確認など	
22	名称	和気商工会・駅前区との災害時における避難所施設としての使用に関する協定	H30
	締結先事業所	和気商工会、駅前区	
	応援内容	和気商工会館及びエンターワケ（中国銀行跡）を駅前区が自主避難時の避難場所として使用することができるように施設管理者の和気商工会と駅前区及び和気町の3者で協定を締結	
23	名称	災害時の避難所開設の協力に関する基本協定	H30
	締結先事業所	学校法人 創志学園	
	応援内容	災害時の避難所開設及びその他応急処置の協力	
24	名称	特設公衆電話の設置・利用に関する協定締結	H30
	締結先事業所	西日本電信電話株式会社岡山支店	
	応援内容	特設公衆電話回線を避難所へ設置し、大規模災害が発生した際に避難者が非常用電話として無料で利用できる。	
25	名称	下水道施設等の災害対策業務に関する協定書	H30
	締結先事業所	株式会社石垣 大阪支店	
	応援内容	ポンプ設備の機能確保や復旧作業の支援	
26	名称	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	H30
	締結先事務所	生活協同組合おかやまコープ	
	応援内容	食料品や生活必需品などの応急生活物資の調達と供給、ボランティア活動、情報収集活動などの相互に協力	
27	名称	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	R1
	締結先事業所	社会福祉法人 閑谷福祉会	
	応援内容	福祉避難所の設置・運営	
28	名称	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	R1
	締結先事業所	社会福祉法人 恒和永千会	
	応援内容	福祉避難所の設置・運営	

29	名称	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	R1
	締結先事業所	社会福祉法人 藤の里	
	応援内容	福祉避難所の設置・運営	
30	名称	災害に係る情報発信等に関する協定	R1
	締結先事業所	ヤフー株式会社	
	応援内容	携帯アプリを活用した災害に係る情報発信	

協定 1 岡山県下消防相互応援協定

岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報する

ものとする。

(応援隊の派遣)

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

- 第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

- 第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

岡山市長	高	谷	茂	男
倉敷市長	古	市	健	三
津山市長	桑	山	博	之
玉野市長	黒	田		晋
笠岡市長	高	木	直	矢
井原市長	瀧	本	豊	文
総社市長	片	岡	聡	一
高梁市長	秋	岡		毅
新見市長	石	垣	正	夫
備前市長	西	岡	憲	康
瀬戸内市長	立	岡	脩	二
赤磐市長	荒	嶋	龍	一
真庭市長	井	手	紘	一

美作市長	宮	本	俊	朗
浅口市長	田	主	智	彦
和気町長	大	森	直	徳
早島町長	佐	藤	友	彦
里庄町長	大	内	恒	章
矢掛町長	山	野	通	彦
新庄村長	笹	野		寛
鏡野町長	山	崎	親	男
勝央町長	西	田		孝
奈義町長	花	房	昭	夫
西栗倉村長	道	上	正	寿
久米南町長	河	島	建	一
美咲町長	奥	村	忠	夫
吉備中央町長	重	森	計	己
津山圏域消防組合管理者	津山市長	桑	山	博之
笠岡地区消防組合管理者	笠岡市長	高	木	直矢
井原地区消防組合管理者	井原市長	瀧	本	豊文
東備消防組合管理者	備前市長	西	岡	憲康

協定 2 航空消防応援実施細目

航空消防応援実施細目

(趣 旨)

第1条 平成20年3月31日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた消防相互応援（以下「航空消防応援」という。）については、この実施細目の定めるところによる。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の対象とする災害は、協定第3条に規定する災害のうち、消防ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を要する事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空消防応援の種別)

第3条 航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合の出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空消防応援の出動限定条件)

第4条 航空消防応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さをいう。）300メートル以上、視程5,000メートル以上、風速毎秒17メートル以下であるとともに、凍結気象状

態でないこととする。

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、航空消防応援を要請する市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、岡山県知事（以下「県知事」という。）を経由して、航空消防応援を行う市町村（以下「応援市町村等」という。）の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
- (2) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
- (4) その他必要な事項

2 緊急を要する航空消防応援の要請は、前項の規定にかかわらず、直接応援市町村等の長に行うことができるものとする。この場合、事後、速やかに応援要請内容について県知事に報告するものとする。

3 応援市町村等の連絡先は、別表1のとおりとする。

4 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡表（別表様式1）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、発災市町村等の長と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

(応援出動した消防ヘリコプターに対する指揮等)

第7条 航空消防応援のため出動した消防ヘリコプターに対する指揮は、発災市町村等の消防機関の長又は消防機関の長が指定した現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が消防ヘリコプターに搭乗している応援市町村等の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、発災市町村等の消防機関の長等による指揮の内容が、ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めたときは、その旨を発災市町村等の消防機関の長等に通告することができる。

3 応援隊長は活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は第1に県内共通波（153.53MHz）、第2に全国波（148.75MHz、150.73MHz、154.15MHz）、第3に各市町村波（別表2）によるものとし、無線の運用統制については発災市町村等の統制に従うものとする。

(事前計画)

第8条 発災市町村等の長は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ応援市町村等の長に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な飛行場外離発着場の位置図等
- (2) 消防ヘリコプターと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項

(応援市町村等の情報提供)

第9条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを新規に所有し、若しくは更新したとき又はその性能等に変更があったときは、その情報を発災市町村等の長へ提供するものとする。

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第10条 発災市町村等の長は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次の各号に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を応援市町村等の長に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この実施細目は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成10年2月19日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成12年3月15日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年9月1日から施行する。

別表 1

応援市町村等の連絡先

市町村等名	連絡先	所在地	電話番号
岡山県	総務部消防保安課	岡山市北区 内山下二丁目4番6号	電話(086)226-7295 FAX(086)225-4659
岡山市	消防局消防情報 通信センター	岡山市北区 鹿田町一丁目1番1号	電話(086)234-9978 FAX(086)231-2011

要請連絡後の打合せ先

市町村等名	連絡先	所在地	電話番号
岡山市	消防局航空隊	岡山市南区 浦安南町639の1	電話(086)261-0119 FAX(086)261-1190

別表 2

県下消防本部無線周波数一覧表

消防本部名	市町村波 (MHZ)	
岡山市消防局	151.71	151.63
倉敷市消防局	151.55	153.85
津山圏域消防組合消防本部	153.59	
玉野市消防本部	151.31	
笠岡地区消防組合消防本部	151.21	
井原地区消防組合消防本部	151.59	
総社市消防本部	151.75	
高梁市消防本部	149.13	
新見市消防本部	152.09	
東備消防組合消防本部	146.32	
真庭市消防本部	152.07	
美作市消防本部	151.57	
赤磐市消防本部	150.45	
瀬戸内市消防本部	153.51	

協定3 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(広域支援本部による支援の要請)

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附 則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平井伸治

島根県代表者 島根県知事 溝口 善兵衛
岡山県代表者 岡山県知事 石井 正弘
広島県代表者 広島県知事 湯崎 英彦
山口県代表者 山口県知事 二井 関成
徳島県代表者 徳島県知事 飯泉 嘉門
香川県代表者 香川県知事 浜田 恵造
愛媛県代表者 愛媛県知事 中村 時広
高知県代表者 高知県知事 尾崎 正直